

平成30年第2回羅臼町議会定例会（第1号）

平成30年6月21日（木曜日）午前10時開会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
 - 日程第 2 会期の決定
 - 日程第 3 諸般の報告
 - 日程第 4 町長行政報告
 - 日程第 5 一般質問
 - 日程第 6 報告第 2号 継続費繰越計算書について
 - 日程第 7 議案第35号 平成30年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算
 - 日程第 8 議案第36号 平成30年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算
 - 日程第 9 議案第37号 平成30年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算
 - 日程第10 議案第38号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 日程第11 議案第39号 羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定について
 - 日程第12 議案第40号 羅臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
 - 日程第13 議案第41号 羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 日程第14 議案第42号 羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 日程第15 議案第43号 羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
 - 日程第16 議案第44号 工事請負契約の締結について
 - 日程第17 発議第 3号 中標津町への北海道立林業大学設置に関する意見書
 - 日程第18 各委員会閉会中の所管事務調査の件
 - 日程第19 議員派遣の件
-

○出席議員（10名）

議長	10番	村山修一君	副議長	9番	佐藤晶君
	1番	加藤勉君		2番	田中良君
	3番	高島譲二君		4番	宮腰實君
	5番	小野哲也君		6番	坂本志郎君
	7番	松原臣君		8番	鹿又政義君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町長	湊屋稔君	副町長	鈴木日出男君
教育長	山崎守君	企画振興課長	川端達也君
総務課長	対馬憲仁君	税務財政課長	鹿又明仁君
納税担当課長	中田靖君	環境生活課長	大沼良司君
保健福祉課長	太田洋二君	保健福祉課長補佐	洲崎久代君
産業創生課長	八幡雅人君	産業創生課長補佐	野田泰寿君
建設水道課長	武田弘幸君	建設水道課長補佐	佐野健二君
学務課長	平田充君	学務課長補佐	福田一輝君

○職務のため議場に参加した者

議会事務局長	松田伸哉君	議会事務局次長	長岡紀文君
--------	-------	---------	-------

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（村山修一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、平成30年第2回羅臼町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（村山修一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、1番加藤勉君及び2番田中良君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（村山修一君） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期については、議会運営委員会で協議をしていただき、本日1日にしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（村山修一君） 日程第3 諸般の報告を行います。

去る6月12日、札幌市において開催されました第69回北海道町村議会議長会定期総会に出席いたしました。

次に、羅臼町監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。資料は議長の手元に保管しています。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 町長行政報告

○議長（村山修一君） 日程第4 町長より行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（湊屋 稔君） おはようございます。

まずは、先ほど表彰を受けられました坂本議員、小野議員におかれましては、長年、羅臼町のため御尽力いただきましたことを、町民を代表し、私からもお礼を申し上げますとともに、今後の御活躍を御祈念いたしたいと思っております。大変おめでとうございます。

さて、お許しをいただきましたので、5件の行政報告をさせていただきます。

1件目は、知床らうす国民健康保険診療所、手塚所長の退任についてであります。

知床らうす国民健康保険診療所の手塚所長につきましては、本年7月末をもちまして退任されることとなりました。

手塚所長におかれましては、平成22年7月から平成26年7月までの4年間、また、平成28年8月からこれまでと、通算6年間にわたり、当町の地域医療の実情を御理解され、献身的に医療に携わっていただきました。

就任以来、診療所の改築事業や指定管理者制度を導入した運営が開始されるなど、大変な御苦勞をいただき、多大なる御尽力を賜りましたことに対しまして、町民を代表して心から感謝申し上げる次第でございます。

なお、後任につきましては、常勤所長が決定するまでの間、齋藤孝次理事長ほか孝仁会グループなどの医師による診療体制となっております。

町民の皆様には御不便をおかけいたしますが、御協力いただきますようお願い申し上げます。

2件目は、第18回全国障がい者スポーツ大会代表選手の決定についてであります。

平成30年10月13日から15日までの3日間、福井県で開催される第18回全国障がい者スポーツ大会に、羅臼町共栄町の木下葉月さんが100メートル走の北海道代表選手として派遣されることが決定いたしましたので、報告させていただきます。

大変喜ばしいことであり、これからも健康に留意され、全国大会では、日ごろの練習の成果を十分に発揮され、御活躍されることを期待しております。

3件目は、ご当地ナンバーについてであります。

地方版図柄入りナンバープレート、いわゆるご当地ナンバーにつきまして、本年2月20日付で地域名表示を「知床」とし、漢字二文字の表記として北海道へ導入申請を提出しておりましたが、国土交通省が5月22日に地方版図柄入りナンバーについて、新たに全国17地域の名称を追加すると発表し、北海道では「知床」と「苫小牧」ナンバーの追加が決まりました。

今後は、知床をイメージした図柄の募集や審査などを経て、12月までに図柄を選定

し、北海道へ提出する予定で、北海道内では「知床」と「苫小牧」ナンバーのみが図柄の入ったナンバープレートとなります。

なお、知床・図柄入りナンバーの交付が開始されるのは、2020年度中の予定となっております。

また、既存の地域名表示へ図柄を入れる地域が全国で41地域が決定され、本年10月ごろより、地域の風景や観光資源を図柄にした地方版図柄入りナンバーの交付が開始される予定となっております。

4件目は、平成30年度羅臼町防災訓練の実施結果についてであります。

今年度の防災訓練は、去る6月13日午前10時40分より、羅臼町全域を対象に、地震、津波を想定した避難訓練を実施いたしました。

また、羅臼消防署、羅臼駐在所、羅臼海上保安署、陸上自衛隊、羅臼漁業協同組合の関係機関にも御協力をいただきながら、災害時における情報の共有と伝達、関係機関における初動体制の確認やパトロールなどの訓練を中心に行いました。

訓練は毎年、各学校、福祉施設、民間企業、団体等、全町民を対象に、防災意識の高揚を図るため実施しているところでありますが、ことしは総勢1,323人の参加をいただきました。5月末の総人口5,087人に対する参加率は26.01%で、町民の4人に1人が御参加いただいたことになり、近年の参加状況を見ますと、昨年に比べ参加人数は若干減少したものの、参加率ではわずかながら増加をし、統計をとり始めた平成23年度以降で最高となりました。

例年、訓練については、平日の勤務時間帯ということもありますが、各家庭や事業所におきましては、この防災訓練を機会に、避難所や非常持ち出し品の再確認などのほか、いつ起こるかかわからない自然災害から命を守るという行動への意識を高めていただくため、今後も継続して実施してまいります。

多くの皆様に御参加をいただきましたことにお礼申し上げます、報告といたします。

5件目は、鮮魚取扱高についてであります。

お手元に配付をさせていただきました日報は、ことし6月19日付のものであります。

主要魚種で見ますと、ホッケが昨年同期と比べ、数量で約4倍弱増、金額で3,700万円増と、数量、金額とも昨年を上回っておりますが、ここ近年は、いまだかつてない不漁でしたので、この先も伸びることを期待したいと思っております。

スケソウやタラ、カレイ類については、ほぼ横ばいで推移しております。

ウニについては、好天に恵まれ、出漁回数も多くなっていることから、順調に推移しております。殻つきウニの単価が安くなっていることから、折ウニや塩水ウニでの出荷割合が伸びております。ウニ漁トータルでは250万円増となり、ほぼ昨年同期と同じであります。

好調なのがタコでありまして、昨年同期と比べ、数量、金額で昨年同期の約1.5倍となっております。

先月から始まりました定置の春漁ですが、昨年より2,800尾多く水揚げされており、今後、網が入る漁場もありますことから、さらに多くの水揚げがされることを期待しております。

総水揚げ金額では、これまで約2億1,700万円の増となっております。春漁がこのまま順調に推移して、事故もなく、大漁で、浜に活気があふれるように願っております。

以上でございます。

○議長（村山修一君） これで、行政報告を終わります。

◎日程第5 一般質問

○議長（村山修一君） 日程第5 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

最初に、4番宮腰實君。宮腰君。

○4番（宮腰 實君） 私は、通告に従いまして2件の質問をさせていただきます。

まず最初に、子育て支援の充実について伺います。

町長は、執行方針の中で「幸せを感じる医療・保健・福祉・介護の充実を」と述べられています。人口減少時代に対処するためには、中でも子育て支援の充実が重要と考え、お伺いいたします。

昨年、役場庁舎内に立ち上げられた子育て支援プロジェクトでの検討結果をお知らせください。また、既に取り組みされている内容をお聞きいたします。

また、幼少期における子育てで一番の不安は医療問題と思われれます。小児医療の充実など、町長のお考えをお聞かせください。

続きまして、2件目でございますけれども、町営住宅についてです。

町の条例に町営住宅監理員の規定があります。第51条中には「町営住宅及びその環境を良好な状況に維持するよう入居者に必要な指導を与える」とあります。住環境の調査は十分になされておりますか。その調査内容をお聞きいたします。

以上、2点をお伺いいたします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 宮腰議員から、2件の御質問をいただきました。

1件目は、子育て支援の充実について、2点の御質問であります。

1点目の、昨年、役場庁舎内に立ち上げられた子育て支援プロジェクトでの検討内容と既に取り組みされている内容についてであります。

私は、昨年度、政策課題を解決するために、庁舎内に管理職プロジェクトを立ち上げ、さまざまな課題に対する意見をいただきました。その中で、総合的な子育て支援施策に関することについても検討していただきました。

子育て支援施策に関することは多岐にわたっているため、管理職のみならず、係長や係

員もメンバーに加わってもらい、経済支援、保育体制、遊び場等の設置、1校1園化、親育ての五つの部会に分け、意見をまとめていただきました。

その中から、今年度は、経済支援策として、高校生までの町内バスの無料化、産婦健診や不妊治療費の助成を実施しております。

また、放課後児童クラブの定員の拡大、さらに行政と学校が協働で子どもの自立や家庭を応援していく体制をつくっていくための教育委員会と保健福祉課、幼稚園が連携した横断的な組織「子どもの自立・親力向上チーム」を立ち上げ、生活習慣の乱れなどの課題解決のための講演会や啓発物資の作成を実施する予定であります。

来年度に向けては、幼稚園の預かり保育の内容を見直し、保育時間の延長などの検討をまいります。

1校1園化につきましては、メリット、デメリットを明確にし、園児、児童数の動向を見ながら、平成33年度からの実施を目標としていきたいと判断いたしました。今後は、学校や幼稚園、地域の皆様の御意見を伺いながら準備を進め、1校1園化後の施設を活用した、保育や遊び場等の確保なども検討してまいりたいと思います。

2点目の幼少期における子育てで一番不安な医療問題について、小児医療の充実など、町長のお考えをお聞かせくださいとの質問であります。

現在、孝仁会で運営していただいております知床らうす国保診療所では、内科、外科、小児科を標榜しておりますが、小児科医師は全国的に極めて招聘が難しい状況にあります。医療体制については、引き続き孝仁会に要請してまいりますが、小児科医療につきましては、近隣の病院と連携し、医療の提供に努めてまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

2件目は、町営住宅についてであります。

町営住宅監理員については、町長が町職員のうちから5人以内の範囲内において任命するとなっているところ、現在、当町においては、建設水道課職員2名を任命しております。

町営住宅監理員の業務としては、町営住宅の入居者の確認として、長期不在の申請、同居の申請、別居の申請などの手続や滞納家賃の督促など管理に関する事務を所掌させていただきます。

町営住宅の住環境の調査については、日常の点検のほか、入居者からの申し出により対応させていただいておりますが、限られた予算の中で、入居者の皆さんに生活の支障が出ることはないように、効果的かつ効率的に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 宮腰君。

○4番（宮腰 實君） ありがとうございます。

今、御答弁にありました放課後児童クラブを例に挙げて、子育て支援の話をしたいと思っております。

この放課後児童クラブは、平成27年度から始まっています。昨年は、定員19～21名のところ、申込者が23名、本年度は定員25名のところに27名の申し込み、入所者が25名と伺っております。2名が辞退し、3名が対象外であったということです。

対象なのですけれども、例えば、保護者が昼間、家庭にいない、しかも、月に15日以上かつ3カ月以上継続している場合というただし書きとありますか、それがついています。それから、募集定員は25名。これは、通年の利用が見込まれる方のただし書きがあります。定員を超える申し込みがあった場合には、実施要綱というのがありまして、それに基づき選考することになります。低学年が優先され、高学年の利用を見送る場合がありますと書かれています。また、兄弟の利用であっても、高学年が利用できない場合がありますというただし書きがついている。

そこでお伺いしたいのですが、例えば、定置漁業ですとか昆布漁業みたいに季節的な人は、確かにその時期だけ、3カ月になるか2カ月になるかわかりません。この人は利用されないことになります。それから、仕事を応援する、子育てを応援するというか、つまりこの環境の中で子育てできるということなのだけれども、兄弟の一方が入れたけれども、もう一方が外されたのであれば、親は自由に仕事できませんよね。それから、例えば保護者がいますと。がしかし、お嫁さんにとっては、あるいはその親にとって、このおばあちゃんに任せたのであれば、とてもでないけれども、私、せっかく、虫歯になるから炭酸物を飲ませないようにしていたのに、ちょっと任せておいたら、おやつ食い放題で、ゲームはやり放題で、とてもこのおばあちゃん1人には任せられないのだという人も実際にはおられると思います。

選考するのだそうですが、この選考方法は、誰がどのようにしてなされているのですか。例えば、公営住宅の入居者であると公営住宅選考委員会というのがありまして、何人もの委員さんが慎重に選考しておりますが、どのような選考の基準になっているか。

それから、定員の設定は、誰がどのように何を基準にしてなされているのか。私の感覚では、当然、子育ての支援をしたいのであれば、事前にどのぐらいのニーズがあるかというのは把握なされていると思うのですけれども、どうなっていますか。この辺をまず質問させていただきます。

○議長（村山修一君） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（洲崎久代君） 宮腰議員からの御質問ですけれども、選考の方法につきましては、実施要綱で定めております基準に基づいて、各申請書に基づきまして、その点数化を行います。点数化を行って、その点数の多い順から選考するという方式にしておりまして、保健福祉課内で行っております。

定員の設定につきましては、現在、羅臼町で子ども・子育て支援事業計画というのをつくっております、つくるに当たりましてニーズ調査を行っております。そのニーズに基づきまして、平成27年度から5年間の計画をつくっております。その中で定員をつくっているわけなのですけれども、この計画につきましては、子ども・子育て会議というのを

設置いたしておりまして、そこの了承を得て子育て計画をつくっております。その中で定員については定めておりますが、当初、27年度につくっているのですけれども、そのときのニーズ調査では拾い切れなかったといいますか、そういった方々もいます。ニーズは高まっている状況だと把握しておりまして、徐々に定員を上げるということをしております。

実際に定員につきましては、現在、委託をしている事業でございます。また、羅臼小学校の空き教室を利用して実施している事業でして、学校のスペースの状況と、あと委託事業者との検討を行いまして、現在、25名ということで設定しております。

以上です。

○議長（村山修一君） 宮腰君。

○4番（宮腰 實君） 先ほどもう少し質問したのですけれども、つまり定置や昆布の人なんかの扱いはどうなるのか、あるいは、兄弟の一方だけが、実際には仕事の助けにはならないのではないかということがあります。

それから、もう一つは、立ち位置ですね。支援のためにやるのだというのと、できるだけ数多くの人々、ニーズのある人々を一人でも救いたいと思う気持ちでやっているのか、それとも、入れ物がこれしかないのだから、ここから削るためにやっているのか、その立ち位置がどうなっているかをもう一度お聞かせください。

○議長（村山修一君） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（洲崎久代君） 時期的に就労されている方々につきましては、現在のところ、担当窓口のほうで御相談は受けていまして、通年見込まれるというところをうたっておりますので、そこを優先させているために、現在は、季節的に就労されている方というのはお受けしていない状況にあります。

御承知のとおり、当初、利用がかなり下回っていたのですけれども、この2年間で放課後児童クラブというものの周知がなされてきたのと、あと、かなり効果的などいいますか、評価が高い事業なのだなとこちらでも理解しておりまして、お申し込みもたくさんいただいている状況です。ですが、現在の状況としては、これ以上の定員は難しいということで判断しておりますことを御了承いただきたいと思えます。

放課後児童クラブにつきましては、児童館ですとか、そういった施設がある場合ですと、そちらのほうで日中の安全ですとか遊び場の確保ということも可能なのでしょうけれども、当町はそういった児童館というのがございません。それで平成27年度の子ども・子育て支援事業計画というものをつくった際に、まず、介護の施設ですとか医療の施設が充実してきたことでの保護者がいる方のお子さんの受け入れ先ということで、まずは放課後児童クラブを立ち上げようということで、子育て支援という視点で立ち上げさせていただいたところですが、現状、やはりいろいろなニーズを抱えている方の受け入れということがかなわない状況であります。今後に向けましては、事業の拡大等も検討していきたいと担当では思っているところです。

○議長（村山修一君） 宮腰君。

○4番（宮腰 實君） ありがとうございます。もっともっと充実させたいのだけれども、担当としては今いっぱいのところにあるという御答弁でございました。どうぞ少しでも、例えば27年度から5年間の計画を既に立ててしまっているというのだけれども、今どんどん周知が広まって、しかも評価が高まってニーズがふえてきているのに、5年間聞けませんというのであれば、どうしてもやはり、本当に子育て支援のために利用する、その心がそこにあるかということをちょっと疑わざるを得ません。

また、小児科医療のことでございますけれども、近隣の病院と連携し、医療の提供に努めてまいりますとありますけれども、これを具体的にお伺いしたいと思います。

また、隣町の標津町では、皆さんも御存じでしょうけれども、北海道ナンバーワンの子育て支援のまちと標榜して、既に次の事業を実践しています。結婚活動の応援強化、これは出会いの場づくり。そして出産祝い金の給付、第3子50万円。つまり第1子も第2子もあります。第3子には50万円。乳幼児紙おむつ購入助成、4回にわたって計12万円。今、課長補佐の答弁にもありましたけれども、標津こども園の開設、29年から開設されています。そして、保育園の無料化または負担軽減、幼稚園の完全無料化、小中学生の学習教材の助成、高校生までの医療費の無料化、標津高校での学びの支援として入学時教科書や制服代金として5万円、町内外からのバス通学費全額支給、国公立大学合格者に入学料相当の30万円の支給、医療費無料、町外から標津高校に通学の生徒も無料、既にこれらのことがなされています。

近隣の情報は早く伝わります。そして、羨望がやがて我が町への失望につながり、若年層の他町転出へと拍車がかかり、転出へとつながっていきます。財政規模が違いますから、一度に大きな子育て支援はできないでしょうけれども、それにしても、将来このようにしよう、将来像を示して、町民の皆さんに御理解をいただくことが肝要と考えておりますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいまの宮腰議員の御質問でございます。

まずは、多分、今までこの問題については、いろいろところで議論をされてきていますので、私のほうからもいろいろな形でお答えをしてきたのだろうというふうに思っております。

今おっしゃっていただいたように、財政規模の違いというのは非常に大きな要素として羅臼町にのしかかっているということは御理解いただきたいというふうに思いますけれども、この中で、今、標津町の取り組みについておっしゃっていただいた中にも、実際に羅臼町として取り組んでいる項目も中には含まれております。全てが羅臼町としてやっていないのだということではないということも御理解いただきたいと思ひますし、今後、隣町標津町の全てを取り入れていくというようなことにはならないと思ひますけれども、私が、将来ある子どもたちのためにしっかり対応していきたいというような、執行方針も述

べさせていただいたとおり、できる限りの一つ一つ、それを実践していきたいということには、全く思いとしての変わりはありません。ただ、思いだけでは何もならないだろうということであるかというふうに思いますけれども、そこはいろいろなそのときの状況も鑑みながら、いろいろとでき得る限りの努力はさせていただきたいというふうに思いますし、先ほどの放課後児童クラブにおいても、確かにその中で立ち位置はどうなのだと、そういうふうに決めたからやっているのか、子育て、本当にそういった人たちに手を差し伸べているのかというような御発言もございましたけれども、決して、全く、やると言ったからやっているとか、仕方なくやっているだとか、そういうことではないということも御理解いただいて、子育てをしている家庭またはお子さんたちのために、でき得る限りの努力をさせていただく中で、この25名という定員、または、それ以外の選考に当たってもやっている。それと、やはりこれは子育ての環境だけではなくて、ほかの部分、例えば老人福祉の部分に関しても、やはりそこで働いていただくスタッフの不足というのが一番大きくかかっているということでありまして、一人で見れるお子さんの数というのがしっかり決まっている中で、そのスタッフをどうするのだというようなことも含めていろいろな悩みを抱えている状況であることも御理解をいただければというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 宮腰君。

○4番（宮腰 實君） 私、申しましたように、少なくとも今すぐできなくても将来像を示して、将来はこういうふうにしたいのだと、この町はこのぐらいのことはやりたいと思っているのだということ、今できないのだけれども、そこを目指すということをはっきりと若年層に示していかなければ、私、先ほど申しましたように、「うらやましいね、標津ね」「標津のほうが暮らしやすいね」が、今度は「どうせだめだったら、私ら出ukai」という簡単な感じになってしまいますので、その辺のことを、やっぱり将来像を少しでも示して、いずれはこうする、こういう町にするよというのをきちんと示していくべきだと私は思っています。

ちょっと話しにくいお話なのですが、本当は人間も含めた動物たちというのは、次の子孫を残すためにこそ存在意義があると思っています。ですから、存在そのものに、恐らく繁殖ということができなくなった時点で、確実に次の世代の邪魔にならないように、老いてこの世から静かに去っていくというふうに仕組まれているものと私は思っております。だとすると、子育て、不幸にして自分で子どもに恵まれない方々もおられましようけれども、子育てはみんなで子育てを楽しんで、そのことによって満足感を得るという雰囲気づくりがとても大事ななというふうに思っていますので、御理解いただきたいと思います。

続きまして、公住のほうに入らせていただきます。

町長は執行方針の中で、町営住宅について「安全・安心に住み続けられる良質な町営住宅の形成を目指す」と述べられています。中でも、栄町高台は、今年度8戸の解体を実

施、また、老朽化の激しい緑町団地では、建てかえのための調査検討を行い、来年度末の着工を目指すと言われています。言われていますので、いろいろなうわさが飛び交います。以前にも高台の住宅の話をしていただきましたけれども、確かに町営住宅なのだけでも、建ててから50年。そうすると、そこでコミュニティーがきちんと生まれています。当然そこで生まれ育って、ふるさとと感じている方もたくさんおられます。この方々に、次、いつ、どのようにという不安感はあるのですね、すごく。確かに新しい住みかえや建てかえということに目が向きがちですけれども、実は、もしかしたら建てかえまでは命を保たれない方もおられるかもしれないのです。今、きょうも、毎日のその方々の日々の生活があります。良好な状況に維持するように入居者に指導を与えるためには、常に中がどうなっているか、トイレがどうなっているか、玄関がどうなっているかというのを見回っていないてはいけません。実際にいろいろな不安を訴えてくる方に聞いて見ますと、町ではこういう監理員というのを指定することになっていて、「見回ってあなた方の話を聞いてくれているはずだよ」「中がどういうふうになっているか見てくれているはずだよ」と聞くのだけれども、「ほとんどそんな人来たことないよ」と答えます。内情を知らないで適当な指導ができるはずがありません。この辺をどういうふうにして今も高齢者や独居老人に寄り添う施策がなされているのか、その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（村山修一君） 暫時休憩します。

午前10時37分 休憩

午前10時38分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

副町長。

○副町長（鈴木日出男君） ただいま宮腰議員の質問でございますけれども、言われたとおり、では、日常茶飯事、担当がその各町営住宅の入居者を回って、いかがでしょうかというようなきめ細かな行政指導は、恐らくできていないというふうに実は思っております。しかしながら、入居者からの連絡もございますので、その都度お伺いしながら、維持補修に努めているというのが現実な行政運営の中で行っているということでもありますので、その辺は理解をいただきたいというふうに思いますが、ただ、これだけの劣悪な状況の町営住宅も議員知ってのとおりだというふうに思いますが、そういったところを今後、公共施設の長寿命化対策を含めて、町営住宅をどう維持していかなければならないかということも計画をつくって、町民にもお示ししたところでございます。その中で、高台、あるいは緑町、これが一番古いというようなことから、この住宅について改修をしていく計画を既に立てて、現実、進めております。ただ、それを今、御質問のとおり、きめ細かな説明をしているかというようなこともありますけれども、入居者にとってはきっと不安なところもあろうかというのも我々承知しているところでございますが、この辺はき

め細かく町内会長を初め、役員の皆さんにもお話をさせていただき、こういう状況で進めていきたいというのは、その都度、入居者にも説明をしながら、退去していただいたり、そういう策を講じながら行っているところでございます。

既に、高台については、そういうような状況の中で、今すぐ退去しなければならないということではなく、まだまだ住んでいる住民の気持ちを酌みながら、恐らく3年も5年もまだかかると思います。そんな一挙にできる問題でもありませんので、そういった入居者のお話も聞きながら転居を進めているということでもありますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

また、緑町については、これから作業を進めていきますけれども、当然に緑町にはそういうお話をさせていただいておりますし、今後、調査を入れた中で、退去の方法等も含めて進めてまいりたいというふうに、とにかく不安のないような形で進めてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（村山修一君） 宮腰君。

○4番（宮腰 實君） ありがとうございます。

特に高台のことなのですけれども、今、あそこのコミュニティーが崩壊、要するになくなってしまいます。一番津波に強いところだから、あそこに避難所としての中学校をつくり、備蓄品を置いて、しかも一番安全なところにあったコミュニティーがなくなる。どこかへんてこだなという感じがしております。

また、緑町の方々にしても、非常に狭い中で、しかも数十年たった、40年、50年と経た建物の中で、トイレの環境、それから床の環境、電気周りの環境と非常に劣悪な環境の中におられるので、申し込みのあった人、あるいは、いろいろな人からのお話があると対処しておりますということなのですけれども、実は、高齢の方々はやっぱり役場に電話するというのは非常に大変な勇気の要ることなのです。だから、温かい気持ちとしては、こちらから、おばあちゃんどうしていますか、何か不自由なことありませんか、困っていることありませんかと。もし見回れないにしても、声をかけてあげてください。そうすることによって、「私はこの後どうなるの」「いつここを出なくちゃいけないの」「今度高い建物ができたときに、わし、もう上になんか入れないよ。下に入れるのだろうか」、いろいろな不安を持っています。それから、ここに何十年もいたのに「わし、そんなに、来年だか再来年だかわからないところまで生きていられないと思うの」、これももちろん正直な気持ちだと思います。本当に、だから、この至るまでにも、それぞれの方に日々の生活がある。高齢者や独居老人に寄り添う施策をよろしく願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（村山修一君） 以上で、宮腰實君の一般質問を終わります。

次に、3番高島讓二君に許します。

高島君。

○3番（高島讓二君）　まずは、質問に入る前に、6月18日に発生しました大阪北部を震源とする地震で亡くなられた方々には哀悼の意を表しますとともに、被害に遭われた方々には心からお見舞いを申し上げます。

さて、通告しております空き家対策についてと羅臼橋についての2件について質問いたします。

1件目の空き家対策については、我が町ばかりではなく、全国的な問題として平成26年に空家対策の推進に関する特別措置法が公布されました。

我が町は、10年前と比較して人口が約1,000人もの住民が減少しております。それとともに空き家が目立つようになりました。問題は、適切に管理されていない、つまり特定空き家等であります。

特定空き家等とは、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺的生活環境の保全を図るため放置することが不適切である状態にある空き家をいいます。

人口減少に伴い、今後、適切に管理されていない空き家の増加が予測されることから、対応、対策についてお聞きいたします。

現在の空き家の状況の実態把握について。

町は、空き家・空き地バンクの登録を促していますが、登録と課題についてどのように考えていますか。

また、空き家対策の体制整備など、今後の対策として何が必要かをお答えください。

2件目は、羅臼橋についてです。

我が町の交通のかなめとも言える羅臼川にかかるメインの橋でもある羅臼橋ですが、竣工が昭和31年、1956年の5月であります。62年の歳月を経ており、橋梁の耐用年数は一般的に50年と言われておりますので、既に耐用年数を過ぎており、また、橋梁の幅員も狭く、大型車同士の対面通行には神経を使うなど、安全面に問題があります。加えて、歩道も片側のみであり、欄干が曲がり、さびが目立ち、また、観光がもう一つの産業である我が町の景観も損ねていると考えております。

私は、以上のことから総合的に判断すれば、羅臼橋のかけかえをすべきであると思えます。今後の対策も含め、町はどのように考えているのかお聞きし、1回目の質問といたします。

○議長（村山修一君）　町長。

○町長（湊屋　稔君）　高島議員から2件の御質問をいただきました。

1件目は、空き家対策について、3点の御質問であります。

1点目は、空き家の件数、防災上問題があると思われる件数についてであります。

全国的に空き家が多くなり、このうち適切な管理がなされていないものは、地域住民の生活環境に深刻な影響を与えており、問題解決が困難かつ相当な時間を要するものとなっ

ています。

この増加する空き家に対応するため、国では、平成26年11月27日に空家等対策の推進に関する特別措置法を公布し、平成27年5月26日に全面施行されています。

羅臼町内には、老朽化が進んでいる空き家と思われるものが多数存在しており、苦情がふえていくことが予想される場所です。

このことから、平成27年12月1日に羅臼町空家等対策検討委員会を設置し、空き家等に関する施策を検討しておりますが、昨年度中に町内会の皆さんの協力を得ながら、町内の状況確認調査を実施いたしました。

この調査は、空き家がどの程度の状態なのかを外部から目視や近隣住民からの聞き取りによるものですが、北浜以北を除く町内全体で、同一敷地内での空き家と思われる件数は125件、建物の数は174軒となっております。そのうち、防災上問題があると思われるものとして、既に危険な状況にあるものから、今後、損壊が進行していくと推測されるものまで状態はそれぞれであります。建物が一部損壊、半壊、全壊している件数65件、建物の数では99軒となっております。

なお、平成29年度までの羅臼町内における空き家等の苦情は20件ほど受けている状況にあります。

2点目は、空き家バンクの登録と課題についてであります。

空き家・空き地バンク制度につきましては、町内における空き家・空き地の有効活用を通じて、移住及び定住促進による地域の活性化を図ることを目的として、平成27年度から開始しております。

登録条件につきましては、空き家は、居住していない町内にある建物で、良好な管理状態にあり、電気、水道、排水等、生活に必要な設備が完備しているもので、空き地は、住宅や店舗等の建築に適当な面積を有する町内にある更地で、良好な管理状態にあるものを条件とし、町のホームページに掲載し情報発信しており、売買や賃借の仲介は行わず、交渉や契約は当事者間で行っていただく制度となっております。

毎年、空き家・空き地の登録を町政だよりなどで募集しているところではありますが、空き地については、これまで10件が登録され、2件が交渉成立し、現在8件の土地が登録されておりますが、空き家についてはこれまで登録されておられません。

移住・定住の促進を図るためには、町内における雇用や居住情報等をまとめ、移住フェア等のイベントにおいて情報発信する必要があると考えております。

3点目の今後の対策につきましては、防災上問題のあるものは、個人所有の財産であることから、解決に至っているものは4件にとどまっているところであり、解決に至らない原因としては、経済上の理由や所有者不明が大半であり、厳しい状況にあります。

このことから、今年度、アンケート等も活用し、現在の所有者及び関係者を特定していく、防災上問題のある物件については、問題解決に向け強く指導してまいります。

また、昨年度実施した状況調査の結果、有効活用できそうな物件が30件ほどありまし

たので、有効活用できそうな空き家や空き地については、直接、所有者に空き家バンクへの掲載をお願いするなど進めていきたいと考えております。

さらに、空き家等の有効活用を推進するため、空き家対策計画の策定に向けた作業も進めていきたいと思っております。

2件目は、羅臼橋についてであります。

道道知床公園羅臼線にかかる羅臼橋は、昭和31年完成後、62年が経過しており、経年劣化による老朽化が著しい状態であります。

羅臼橋は自動車交通量も多く、路線バスや観光バスの運行経路となっておりますが、道路幅員が狭く、大型車のすれ違いが困難な状況にあり、高欄の破損や腐食が著しいことから、景観上も好ましい状況にはなっておりません。

また、近くには小学校があり、通学路として利用されておりますが、羅臼橋の相泊側の道路には歩道が設置されていなく、小学生や観光客等の歩行者の安全が確保されていない状況であります。

このため、道路管理者である北海道に対し、羅臼橋の拡幅等の整備及び歩道の整備を要望しているところであります。このことに対し北海道からは、羅臼橋についての整備はかけかえとして、調査及び設計を進めていくと報告を受けております。

町といたしましては、羅臼橋のかけかえにあわせて、多くの観光客が訪れる道の駅や観光船乗り場から市街地を散策、周遊することができる景観や案内標識、駐車場の整備などを含めて、市街地全体のまちづくりについて検討する必要があると考えております。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） 再質問いたします。

空き家の問題であります。結構多くの空き家が存在しているということがこれでわかりました。防災上問題がありそうなのは99軒ということですので、この99軒で所有者というのは、全部追跡調査というか、持ち主がわかっているのでしょうか。

○議長（村山修一君） 建設水道課長。

○建設水道課長（武田弘幸君） 今現在、全てがわかっているわけではございません。相続の関係で所有者がちょっと、いろいろな権利者がいっぱいふえてしまったというようなケースとかございますし、ある方が所有しているのではないかと思われるのですけれども、その方が本当にその所有者、または、所有者ではあるのだけれども、土地に関して管理しているのが実は息子さんであったりとか、ちょっとそこら辺がはっきりしないものですから、今年度はアンケートなどを通して、この建物は本当にあなたのものでしょうか、実際にはどなたが所有しているのでしょうかということで、今わかっているところにまずはアンケート等をちょっととらせていただきたいなと思っております。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） 固定資産税にもかかわってくるのですから、その辺の実態をきちっと把握していただきたいというふうに私は思います。

今、町長の答弁では、防災上問題がありそうな空き家、近所から20戸に対して苦情があるということでもありますので、この20戸の持ち主に対して注意喚起あるいは勧告など、そういうことはやっているのでしょうか。

○議長（村山修一君） 建設水道課長。

○建設水道課長（武田弘幸君） この20件の方に関しましては、電話または訪問等でお願いをさせていただいております。そして、その上で、4件の方は対応していただけたのですけれども、羅臼町内に住まわれていないとか、そこが私の建物だかもよくわからないというような方であったために、緊急対応という形で、ちょっと屋根が飛びそうとか、外壁が飛びそうだというものに対しては、消防さんのほうに対応のお願い等をさせていただいたところでございます。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島譲二君） そういった今課長が説明したような理由で全国的にこういうことが問題となって、やっぱり国も空き家等の対策の推進に関する特別措置法を公布されたのだと思うのですね。これには、市町村の役割として、きちっとやっぱり体制整備、あるいは計画を作成しろというふうなことを、義務づけてはいないのですけれども、そういうことがうたわれていますので、きちっとそういうことを把握というか、要するに空き家に関して、誰が持ち主かわからないというのはさらに問題なわけですから、その辺をきちっと把握していただいて、計画をつくっていただきたいなと思うのです。

先日、6月14日付の道新の記事でこういうことが書かれておりました。空き家対策計画策定は、都道府県で45%だと。国土交通省は、空き家対策特別措置法に基づき、撤去や活用を促す対策計画を作成済みの市区町村が3月末時点で全体の45%だったとの調査結果を公表した。前回調査から19ポイント増。策定済みの割合は全都道府県で上昇しており、深刻化する空き家問題への取り組みが全国で進む状況が浮かんた。都道府県別の策定済みの割合は、トップの高知県が初めて100%となり、富山が93%、滋賀県79%、広島78%と続いて、北海道は29%だったと。空き家対策計画の策定は自治体の義務ではないが、計画に基づき、空き家の撤去、活用する事業費の一部を国が補助する制度があるということでもありますので、まだまだ北海道はおくれているのだというふうに思います。

それで、こういうことが、私有財産であるということではなかなか前に進めないということが考えられますので、ここをしっかりとやって、羅臼町に適切な空き家対策の計画を早急につくるべきではないかと思いますが、それに対して、町長、どのようにお考えですか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 先ほどの答弁でも述べさせていただきました、空き家等の有効活用を推進するために空き家対策計画の策定に向けた作業を進めていきたいというふうにお答えをさせていただいております。

この空き家対策については、今、高島議員がおっしゃったとおり、非常に難しい問題を

抱えております。その一つ一つの対応について、これは当然ながら、何かそこに対処するという事になれば、町民の御理解がなければ、これは全く進まないことでありますし、その辺のことも踏まえながら、どのように対応していくかということ、今後この対策計画の策定に向けた動きの中で十分考えていかなければいけないというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） この法律の指針でもありますし、市町村の役割として体制の整備、それから、計画を作成しろというふうに書いているのですね。計画によって一歩前に進めるということもありますので、利活用できる部分には、そういうことももちろん同時に進めていかなければならないというのがあると思うのですけれども、本当に管理されていないという空き家が問題になっておりますので、その点をしっかりとやっぱり計画を立ててやっていただきたいというふうに思います。

これからそういうことは徐々に行われるのだろうというふうに町長の答弁でありますので、この問題は計画をつくって、次のステップをやっていただくということが最優先課題ではないかなというふうに思います。

続きまして、羅臼橋について再質問であります。

町長の答弁で、北海道がかけかえを前提として調査及び設計を進めていくということで安心しておりますが、これは我が町にとってやっぱりメインの、一つのかなめの橋でありますので、今の状態、歩いてみるとよくわかるのですけれども、非常に美観を損ねているというふうに私は思っております、道も狭いですし、基準がもうかなり昔の基準でありますので、大型車も対面通行しにくい、スローで行かなければならないということがありますので、いろいろな細かい事故も起きているというふうに聞いています。

取りつけ道路、相泊方向については、歩道もないということで今町長の答弁でございましたので、それも含めてやっぱりきちとしたものに、取りつけ道路の歩道も含めて橋を計画してつくってほしいなと思います。それで地震にも強いということも加えて安全な橋をつくっていただきたいなと思います。それについて、町長、もう一度答弁をお願いします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 現在の羅臼橋の状況については、先ほど御答弁をさせていただいた内容でございます。管理者である北海道がかけかえに向けた調査、それから設計に携わっていくということでありますから、そのことに対して、羅臼町としてこうあってほしい、このようなことを望むということは当然ながらお願いをしてみたいというふうに思いますし、まだ、調査結果も出ていないという状況の中で、今わかっているのは、そういった動きがあるということの段階であるということと、今後それに向けた対応については、町民の皆さんの御意見を伺うような機会もあろうかと思っておりますけれども、しっかりとその辺はお願いをしてみたいというような立場でありますので、御理解をいただきたいな

というふうに思います。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） かけかえ前提でやっていただくということで安心しておりますが、ぜひ、その方向で物事を進めていただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（村山修一君） 以上で、高島讓二君の一般質問を終わります。

ここで、11時20分まで休憩します。

11時20分、再開します。

午前11時07分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

一般質問を続けます。

次に、6番坂本志郎君に許します。

坂本君。

○6番（坂本志郎君） 通告に従い、一般質問をいたします。

質問テーマは3件、8項目についてお伺いしたいと思います。

1件目、羅臼町の産業活性化対策としての羅臼町産業振興基本条例に関して、3点お伺いします。

2017年制定の産業振興基本条例の目的及び条例に基づく具体的な実施実績をお答えください。

次に、2014年6月、小規模企業振興基本法の成立を受けて、各自治体では法に対応する条例を制定しています。当町も条例をつくる必要があると思いますが、町の考え方を教えてください。

次に、地域活性化を目的とした地域循環型経済の施策の一つとして、住宅リフォーム・店舗リニューアル助成制度が全国多くの自治体で実施されています。当町も実施の方向で検討すべきと思うが、町の考え方を伺います。

2件目、羅臼町の就学援助に関して、3点お伺いします。

経済的に苦しい小中学生のいる世帯に市町村が学用品や給食費を助成する就学援助は、教育の機会均等を確保するために欠かせない制度と認識していますが、3点お伺いします。

当町の就学援助対象世帯と対象人数、要保護者と準要保護者数をそれぞれお答えください。

次に、当町の準要保護者の認定基準、平成29年度実績と平成30年度の認定基準をお答えください。

次に、認定基準のベースとなる生活保護基準がことし10月から3年間で最大5%引き

下げられますが、当町の生活保護基準引き下げ前の準要保護対象者の取り扱いはどのようになるか、お答えください。

3件目、障害者の福祉施策に関して、2点お伺いします。

当町の介護認定者は、平成30年度で231名、2025年、8年後には397名になると予測されていますが、現在の町内各施設の定員と入所者数の状況では、近い将来、不足すると思われるが、町の考え方をお答えください。

次に、当町のグループホームは認知症高齢者対応の施設となっているが、自宅から通所する知的障害者、身体障害者、精神障害者が集い暮らす共同生活援助のグループホームも必要と思うが、このことについて町の考え方をお伺いし、再質問を留保し、1回目の質問を終わります。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 坂本議員から3件の御質問をいただきました。

1件目は、羅臼町産業振興基本条例に関して、3点の御質問であります。

1点目の産業振興基本条例の目的及び条例に基づく具体的な実施実績、並びに、2点目の小規模企業振興基本法の成立を受けて当町も法に対応する条例づくりが求められるが、町の考え方について、関連がございますので、あわせて答弁をさせていただきます。

羅臼町産業振興基本条例につきましては、中小企業基本法の基本理念、また、平成26年に制定されました小規模企業振興基本法の基本原則にのっとり、地方公共団体の責務として自然的、経済的、社会的諸条件に応じた施策の実施などを定めた理念条例を制定いたしました。

近年では、小規模企業振興条例の制定を踏まえ、高齢化や国内外の競争激化などさまざまな構造変化を受けやすい小規模企業に対する支援を推進する観点から、中小企業と小規模企業を併記した基本条例が制定されており、小規模企業への配慮も明確に位置づけられております。

中小企業や小規模企業が重要視されている中、当町では基幹産業である漁業の低迷が続いており、関連産業の規模縮小や町内の人口減少にも大きな影響を及ぼしていることから、中小企業及び小規模企業の振興を含めた産業全般の活性化と振興が必要であると考え、羅臼町産業振興基本条例において、産業振興に関する基本方針、基本的施策、それぞれの役割や責務を明確にし、町、事業者、経済団体及び町民が共通認識を持って、産業振興を総合的に推進していきたいと考えております。

「地域資源を活かした活力ある産業のまち」に向けた町民参加型の推進体制を構築するため、現場のニーズに沿った施策の検討や人材育成の場にもつながるものと考え、5月30日に羅臼町産業振興審議会を設置し、今後の進め方について委員に説明をさせていただいたところであります。

この審議会は、事業実施や予算措置を判断する立場におられる団体の代表者で構成し、代表には羅臼漁業協同組合の萬屋組合長、副会長には羅臼町商工会の小川会長が選任さ

れ、観光協会や水産加工振興協会、金融機関、営農組合の代表者が委員として御協力をいただくことになりました。

今後は、各団体の代表に作業部会として位置づけるプロジェクトメンバーを推薦していただき、20名程度で構成する産業振興プロジェクト会議を設け、町内の経済団体やアンダー60創造会議、オーバー60協力隊などの町民会議で出された意見も参考に、町の産業の現状と進むべき方向性を確認し、効果的に実効性のある事業を推進していく組織体制を確立しましたので、産業振興審議会を軸に、町民の幸福実現のためのKプロジェクトを強力に進め、具体的な事業の検討に入ります。

3点目の地域活性化を目的とした地域循環型経済の施策として、住宅リフォーム・店舗リニューアル助成制度の創設について、町の考え方についての御質問であります。以前にも坂本議員より御質問をいただき、そのときの答弁といたしましては、財政的に厳しく制度の創設は困難であると回答させていただいております。その後も町の厳しい財政状況は変わっておりませんが、地域活性化の観点から、住宅リフォームの補助制度の創設は、町内経済の活性化など多くの効果が見られると推測されます。

しかしながら、制度創設に当たっては、対象建物や基準、町内業者の状況等、また、公共施設管理計画に基づき、公共施設の更新や改修等を計画していることから、財源も含め再検討させていただきたいと考えております。

また、羅臼町産業振興審議会やプロジェクト会議においてリフォーム等の助成制度の提案があった場合には、委員の皆さんの御意見をいただきながら検討していきたいと考えております。

2件目は、羅臼町の就学援助に関して、3点の質問であります。

1点目の当町の就学援助世帯と対象人数についてであります。平成30年度の就学援助世帯につきましては36世帯、対象人数につきましては、小中学生を合計して55名で、うち準要保護児童生徒数が54名でございます。

2点目の当町の準要保護の認定基準と平成30年度の認定基準についてであります。準要保護の認定基準の変更はございません。

平成29年度の実績として、準要保護世帯数が36世帯、児童生徒数が55名ございまして、合計436万1,424円であり、就学援助に係る扶助費でございます。

3点目の認定基準のベースとなる生活保護基準がことし10月から3年間で最大5%引き下げられるが、当町的生活保護基準引き下げ前の対象者の取り扱いはどのようになるのかについてであります。準要保護の認定については毎年行っております。

今年度、当町においては、生活保護基準の引き下げによって影響を受ける世帯はございません。

3件目は、障害者福祉施策について、2点の御質問であります。

1点目は、当町の介護認定者は平成30年度231名、2025年度は397名と予想されているが、現在の各施設の定員と入居者数から見ると大きく不足すると思われるが、

町の考え方はとの御質問であります。

介護認定者数につきましては、第6期介護事業計画におきまして、団塊の世代が75歳以上となる2025年の地域包括ケアシステムの構築を念頭に置き、第5期計画の実績をもとに推測しているところであります。本年3月に作成しました第7期介護事業計画につきましては、国が示す推進方法を踏まえ、見える化システムを利用して、第6期計画の実績をもとに平成30年度からの3カ年について作成しております。

本年、第1回定例町議会におきまして、坂本議員から介護認定者数の推計に対する御質問をいただき、第7期計画における平成30年度の認定者数を231人とお答えしたところであり、その後の再質問で2025年度の推計はとの御質問をいただきましたので、第6期計画における推計者数を担当者から御答弁させていただいたところであります。

2025年度における介護認定者数であります。これまでの実績をもとに、改めて国から示されたシステムで推測いたしますと、251人と予想されております。第6期計画の時点と大きく乖離しておりますが、この理由につきましては、第6期計画の基礎数値となった平成25年度から平成26年度にかけて、207人から221人と急増したことが原因と考えられます。

また、平成26年度以降、この5年間の認定者の実績では、平成28年度234人を最高に230人前後を推移しております。本年5月末の認定者数は224人となっております。

このことから、今後、第6期介護事業計画で予想された極端な増加はないものの、現状のサービス体制の維持が必要であると考えております。

今後も国の動向を注視しながら、町内におけるサービス提供体制の確保を介護事業者とともに図ってまいりたいと考えております。

2点目は、障害者向けグループホームについての御質問であります。

障害者向けグループホームにつきましては、近隣4町におきまして別海町と中標津町には整備されておりますが、羅臼町と標津町には現在のところ整備されておられません。

これまでも親の会などからグループホームの設置について御要望はいただいているところであります。根室圏域障害者総合相談支援センター「あくせす根室」等に設置について御相談してきたところであります。

今年度、根室圏域における地域生活支援拠点事業として、中標津町に拠点コーディネーターを配置し、グループホームなどの体験場所も確保されておりますので、障害者のニーズ調査を含めて引き続き協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 再質問いたします。

1定で、2025年度の介護認定者の数、非常に多い人数で、私が予測していたよりも

多かったのでびっくりしたのですが、今、6期の計算でやったので、その後、ちょっと平準化していると、こういう内容でした。

お答えにもありましたけれども、当町の第7期の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画がことし3月に示されています。その中で要介護認定者数は、平成26年度から平成29年度までの4年間で見ると、平成26年度212名、27年度223名、28年度234名、29年度223名。これを率で見ると、平成26年度14.8、そして14.9、15.6、14.7と、実は、これは全国の平均、あるいは全道の平均から比べると極めて低い数値になっている。なぜ羅臼町はこんなに平均値が低いのか、この理由はどこにあると分析しているか、まずお答えください。

○議長（村山修一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（太田洋二君） 計画において、先ほども申し上げましたが、決められたシステムの中で計算しておりまして、実際には対象者人数が、人口が5,000人ということで対象者人数も少ないのですが、その中であって人口の増減が激しく変化してきているところから、そういった極端な数字が出てくるのではないかと分析はしております。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） それでは、当町の高齢化率、あと高齢者の数の推移、これをどう変化すると予測しておられるか、お答えください。平成27年度までは実績値が示されていますけれども、8年後、2025年の予測値も含めてお答えください。

○議長（村山修一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（太田洋二君） 伸び率ですが、平成32年度まで100.3%の推移で伸びていくだろうというふうに推移しております。

○議長（村山修一君） 暫時休憩します。

午前11時39分 休憩

午前11時40分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（太田洋二君） 失礼いたしました。

平成32年の高齢化率につきましては、28%と予測しております。

○議長（村山修一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（太田洋二君） 回答漏れはございますでしょうか。（「高齢者数」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（太田洋二君） 平成32年度の高齢者数につきましては、1,547名と予測しております。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 高齢化率、総人口に占める65歳以上の割合ですが、平成32年度で28%、平成27年度が26.5%ですから、確実にふえています。それから、高齢者の人数についても、平成27年度の実績で1,433人ですから、1,547名と今お答えで、高齢者の人口は間違いなく増加する、当然高齢化率も上昇すると私は思います。

第7期の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画書の中に、介護サービス基盤の整備について、こう示しています。在宅サービスの充実を図った上でも、在宅生活を続けることが困難な場合は、適切に施設を選択し利用できることが必要であるとして、町内にない施設、すなわち町内施設が満杯の場合には、他地域の空き施設の提供を行うと、こういうふうに書いてあるわけですね。もちろんこの計画の中でも、今の高齢者の認定数から比べてそんなに大きく差がないというふうに町は分析をして計画の中にのせていると思うのですが、私は、先ほど言った高齢化率と高齢者数が間違いなく伸びていくということで、その意味では、2025年をピークとして、羅臼町だけではなくてですよ、他の自治体の介護施設のあきなくなるだろうというふうに予測しています。そんなにこれから、2025年といたら8年後ですが、8年後まで今のような介護認定の数でいくわけがない。もちろんこの計画は3年間のものですから、3年、3年で更新されていく。またそこで多少変化が出るのかもわかりませんが、今ある施設の、要するに入れる人数だけでは絶対済まない、こんなふうに思っています。

新たな介護保険施設の創設というのは国も言っていて、介護医療院と呼ぶそうですが、国から提案されています。ただ、これは、お医者さんがいて、高齢者のリハビリもして何だと、そういう非常にいい施設なのですが、羅臼町単独でつくれるなんて全く思いません。まず無理だと思います。

私は、2025年、8年後に向けて、介護サービス施設、例えば老人の施設、いろいろありますね。あるいは認知症の方の施設、あるいは小規模多機能の施設とかあるわけですが、これを今後、単町で新規に設置して維持するというのは非常に難しいというふうに今思っています。その意味では、介護サービス提供基盤整備を管内4町合同でそろそろ検討すべきではないかというふうに思いますが、町長の考えをお伺いします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいまの坂本さんの御質問でございます。

広域でといいますか、管内4町でこういった問題にも取り組むべきではないかというような御指摘でございます。当然ながら、もうこの先、羅臼町だけで賄え切れない状況になると、であろうという予測も実は立っているところでありますし、また、スタッフ不足、そういったことも考えますと、こういった問題を広域で考えていかなければならないという御指摘については、十分、検討の余地はあるだろうというふうに思いますし、また、これは他町の状況も踏まえながら、それが本当に他町との連携ができるのか、他町、またはほかの町、羅臼町の町民の理解を得られるのかどうか、調査をしながら、今後対応を考えていくことになるというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） まさに4町合同、広域ということですが、どこの町も8年後は、今ある施設は恐らく満杯になるだろうと思うのですよ。だから、羅臼町から声をかけて、担当のところから始めてもいいですけども、その辺の問題意識を共有したほうがいいのではないかという意味でちょっと申し上げました。

質問通告しておりませんが、関連で、障害者の支援に関して1点お伺いします。

北海道の第2期障がい者就労支援推進計画では、北海道障がい者就労支援プログラムアクションというのがあります。平成20年度に制定されました。町は、このプログラムの内容をつかんでいるか。承知していれば、簡単に説明してください。

○議長（村山修一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（太田洋二君） このアクションにつきましては、今、議員おっしゃったとおり平成20年度に制定されております。内容につきましては、基本的に就労支援の部分につきまして、各会社あるいは市町村がやっていることに対して、道が率先してそれを紹介していくよという内容になっています。

私もかわって、来てから調べてみたのですが、この中には1市4町、4町の中で羅臼町がまだ加入されていないような状況でして、今後、その部分につきましては、事業者と相談しながら話を進めていきたいと思っておりますが、このアクションの中の部分につきまして簡単に申し上げますと、授産事業所等の製品等の応援をするだとか、製品の販売の応援をするだとか、障害者の雇用の応援をするだとか、これを道が率先してやっていただけるということですので、今後、登録に向けて相談をしていきたいというふうに考えております。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） この障がい者就労支援プログラムアクション、障害者の就労支援に対する理解の促進を図ることが目的なのです。したがって、羅臼町にも一定の数の方がいるわけですから、これに入らないという理由は全くないのです。今、担当課長からも話がありましたが、釧根管内では釧路町、厚岸町、標茶町、白糠町、浜中町、根室市、別海町、中標津町、標津町、ほぼ、ほとんど参加しています。できるだけ早く登録申請、アクションへの参加をすべきだということを申し上げておきたいと思えます。

障害者の就労支援に関して、もう1点お伺いします。

中標津町にはクレパス、別海町にはカフェ・オーク、これは障害者とともに働くお店です。パンを売っていたり、お菓子を売っていたり、障害者がつくったいろいろなものをそこで販売するという。羅臼町社会福祉協議会も障害者とともに働くお店の検討を進めていますが、施設の問題だったり、コストの問題を抱えています。このことについて、町はどのような協力、支援を行う考えを持っているか、お聞かせください。

○議長（村山修一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（太田洋二君） そのことにつきましては、今「とっどる」という形で、

定員10名で、先日伺いましたら、登録者は現在のところ8名ということでございます。内容につきまして、いろいろ社協さんのほうと相談はしておりますし、新しい事業に対しても相談を受けてはおります。今後につきましても、確かなところを確保していかなければならないと思っておりますし、町としての協力できることは協力していきたいと。その中で、今後も協議しながら、確保していけるような施策を検討してまいりたいと思っております。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 社協という組織はもう皆さん御存じだと思いますけれども、事業をして利益を得る組織ではありません。したがって、こういうものをつくるときに、損益を考えて、これだけもうけを出してというふうにして行われるものではないです。事業は事業としてもです。

ぜひ、今、課長からもお答えありましたけれども、よく相談に乗って、できることは協力をするというようお願いをしたいというふうに思います。

次に、就学援助に関してお答えありました。就学援助に関しては、生活保護を受給する要保護者と、市町村が生活保護に近いという経済状況と認定した準要保護者が主な対象で、先ほど人数を教えてくださいました。

今般、国の生活保護基準が3年で5%引き下げられるのですが、各市町村が生活保護基準引き下げ前の対象者をそのまま準要保護者と認定するか、認定基準を引き上げるかしない限り、実は援助対象は自動的に縮小されるということになっています。この認定基準なのですが、準要保護者、これは生活保護の1.2倍から1.3倍というのが大体、北海道だとかこういう自治体が非常に多いのです。先ほどお答えの中にありませんでしたけれども、羅臼町はどういう基準を持っているかという1.5倍という基準を持っている。非常に、要するに経済的に厳しい方を広くカバーするということになっている。これはすばらしいことです。

したがって、生活保護の基準が5%引き下げにより、計算はしたと思うのですが、これは単年度単年度で全部やりますから、今回に限っては、準要保護世帯からはみ出るといふか、こういう人はいないということになりました。これは非常にすばらしいことだと思います。

ただし、生活保護は、国と道がとか、町がとかという負担なのですが、この準要保護世帯の費用は町が単独で財政負担をするということになっていますから、これは余りふえるとまた財政的に問題あるのですが、非常に結果としてよかったというふうに思います。

次に、羅臼町の産業振興に関してお答えありました。羅臼町の経済の現状について、共通認識が必要と思うので、一、二点質問したいと思います。

当町全体の、全町の事業者数、従業員数、年間販売額の合計、うち卸売業の年間販売額合計、うち飲食料品小売業の事業者数、従業員数、年間販売額合計実績を、これは平成19年と平成26年しか、5年に1回でやっているようです。この対比でお答えください。

○議長（村山修一君） 企画振興課長。

○企画振興課長（川端達也君） 商業統計調査の状況について報告させていただきます。

商業統計調査の中身なのですけれども、今、私が持っている資料につきましては、19年と26年の資料が手持ちにありますがけれども、商業統計調査につきましては、町内の総事業者数ということではなくて、卸売業者と小売業者の限定の資料になっております。

その中で御説明いたしますと、まず、総事業者数、平成19年が83件、平成26年が65件となっております。総事業従事者につきましては、平成19年が439名、平成26年が355名となっております。年間の商品販売額につきましては、平成19年が14億5,200万円、平成26年が10億9,600万円となっております。また、個別の食料品の小売業につきましては、平成26年が1億3,200万円、平成19年が2億2,300万円というふうになっております。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） あわせて、当町の年間の総所得額の実績値を平成28年度、29年度対比でお答えください。

○議長（村山修一君） 税務財政課長。

○税務財政課長（鹿又明仁君） ただいまの坂本議員の質問でございます。

町民の総所得の推移を見ますと、過去5年間にわたりまして78億円程度で推移しておりまして、近年の総所得、平成30年度、これは当初課税の数字ですけれども、7億3,300万円でございます。対前年度、29年度と比較しますと6億7,100万円程度の減額となっております。対前年比でいきますと91.6%となっているのが現状でございます。

以上です。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） ちょっと今、専門的な数字で確認をしたかったのですが、経済が厳しいとか、漁業が厳しいとかという話は一般的に町民の皆さんの中でも行われるのですが、実際に数値がどういうふうに変化しているのかというのは今のようでよくわかりではないかなというふうに思います。

羅臼町の産業分類といいますか、今、担当課長から説明ありましたが、約3割くらい減っていますよね。3割くらい減っています。飲食料品小売業でいうと、これは約4割くらい減っている。それが結果として、今、税務財政課長から総所得の話がありましたけれども、80億円弱で推移していたものが、平成30年度、ことしは7億3,300万円と。前年対比で6億7,000万円くらい下がっている。率にして91.6%ですから、約9%、もっと言えば1割くらい下がっていると。1人当たりで見ますと、1人当たりの所得、5,000人で割ると147万773円と、こういう数字が出てくるのですが、前年で比較すると13万円くらい下がっている。1世帯当たりで見ると32万円くらい下がっ

ていると、こういう状況なのです。これをどういうふうに捉えるのかということだと思っておりますけれども、私は、想像以上に、町の経済はある意味、非常に厳しい段階に入っているように思います。

平成25年4定で、私は、町の活性化対策として7項目の提案をしました。公共事業を町民生活密着型にする、福祉産業を拡大する、地産地消のエネルギー開発を進める、住宅リフォーム制度の創設をする、漁業の6次産業化を推進する、消費購買力の強化を行う、そして七つ目、観光産業の活用。今回、住宅リフォーム助成制度を当町で実施するよう質問いたしましたが、予算が伴うということもありますので、町長から検討するという、再検討するという話でありましたが、実施するという明確なお答えはありませんでした。

地域経済を循環させて、業者の仕事をつくる住宅リフォーム助成制度及び店舗リニューアル助成制度を実施している自治体は、二つの制度を合わせると全国で658自治体になります。なぜ、多くの自治体でこの制度を実施しているのか。それはもう答えは簡単なのです。経済効果があるから。道内では70自治体の実施しており、近隣では別海町2009年から、中標津町2010年から、標津町もそれぞれ中身は多少違いますけれども実施しています。

わかりやすくどういう制度なのだということなのですが、羅臼の町民がリフォームだとか家を建てるだとか、あるいはエコ住宅にしていくのだとか、こういうようなときに、羅臼町に所属する地元業者を使うと、例を出せば、限度額50万円として、対象経費の2分の1を助成すると、こういうやり方なのです。この助成を現金でやる場合もあるし、自治体によっては、その自治体でしか使えない商品券で出すところもあります。地域の活性化対策の一つとして非常に有効であり、費用対効果もありますので、検討すべきと思います。一度お答えいただいておりますが、検討の上、実施に向けて、年度内あるいは次年度、制度化し、予算化するよう強く求めて、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（村山修一君） これで、坂本志郎君の質問を終わります。

ここで、昼食のため、午後1時まで休憩します。

午後1時、再開します。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

午前中に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、5番小野哲也君に許します。

小野君。

○5番（小野哲也君） 通告に従い、一般質問させていただきます。

去年の12月に全くほとんど同じような質問をさせていただきました。一部変わります。その辺も踏まえて御答弁よろしくお願ひいたします。

羅臼高校存続にということで、12月に質問させていただきましたけれども、同じような質問をさせていただきます。

- 1番、存続のための具体策は。
 - 2番、現在の取り組み状況。
 - 3番、北海道の対応。
 - 4番、今後の展望及びタイムスケジュール。
- よろしくお願ひいたします。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（山崎 守君） 小野議員より、羅臼高校存続について、1件4点の質問をいただきました。

1点目の存続のための具体策、2点目の現在の取り組み状況、3点目の北海道の対応につきましては、それぞれ関連がございますので、一括して答弁させていただきます。

平成29年5月31日に羅臼高校存続問題検討協議会を設立し、今日まで協議会を2回開催いたしました。

協議した内容を北海道教育委員会に要望し、結果として、平成30年6月に北海道教育委員会からは、平成31年度から33年度までの公立高等学校配置計画案が示されました。その内容は、1学年1学級の高校のうち、地理的状况等から再編が困難であり、かつ地元からの進学率が高い高校については、教育環境の維持向上を図るため、地域連携特例校化の検討が必要であるとの内容でありまして、これにより、33年度までは羅臼高等学校の維持がされるものであります。

地域連携特例校とは、羅臼高等学校をキャンパス校として、出張授業や遠隔授業、生徒間交流など近隣の地域にある高校をセンター校として、連携した教育活動を行い、小規模校のデメリットを補う高校であり、これまで以上の地域と連携した特色づくりや魅力化を進めるため、従来からの地域キャンパス校の名称を改め、地域連携特例校としたものであります。

これにより、今後は地域連携特例校についての検討や、さらに魅力ある取り組みを進め、より多くの学生が通える羅臼高等学校になるように推進していく必要があります。

続きまして、4点目の今後の展望及びタイムスケジュールにつきましては、現在、6月及び7月中に全町内会との教育懇談会を開催し、町民の皆さんから羅臼高校についての幅広い意見を聴取し、8月上旬には3回目の羅臼高校存続問題検討協議会を開催し、今後は羅臼高校の存続についての検討ではなく、魅力化についての具体策を検討していく協議会に発展させ、今年度中には魅力化の具体策をまとめたいと考えております。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 小野君。

○5番（小野哲也君） 先ほど、12月にほとんど同じ質問をさせていただきましたと言いました。この中で質問が違うのは、町の基本姿勢、捉え方はどうなのかということも12月に質問させていただきました。そこがないだけです。

答弁といたしまして、そのときに、来年の早いうちに具体策を出すという話をいただきました。今、この答弁を聞かせていただきますと、今年度中です。この時間のタイムラグは何なのでしょう。お願いします。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（山崎 守君） その件に関しましては、非常におくれたことを大変申しわけなく思っております。その間、教育委員会の知床未来中学校の開校とか、いろいろなことがありまして大変遅くなりました。また、昨年5月31日からの経過では、いろいろなところで高校の魅力化づくりについての勉強を教育委員会ではしております。その点で今日に至ってしまったのかなと思っております。

以上です。

○議長（村山修一君） 小野君。

○5番（小野哲也君） 先ほど宮腰議員の質問の中でもありましたけれども、子どもの話がございました。何かを言っていないと、そのすぐ近くのところを取られてしまう。今この話でいうと標津と羅臼のような状況がそうなのかと思います。

去年12月にこの話をしたときに、早いうちにと言っていたので、もう今年度中には実施できるのだろうと。ただ、これを見ていますと、具体案は今年度中に出すと。実施にはならないのですよね。この辺のスケジュールはどうなのでしょう。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（山崎 守君） これまでの取り組みとしては、教育委員会では、魅力化についての勉強をさらにしてきました。そして、学力向上と特色ある取り組みについての話し合いも委員会では調べてまいりました。それから、ある他市町のように全国募集ができるのかというような内容についてもいろいろ調べてまいりました。そういう中で、道教委のほうからは、地域連携特例校にすることによって高校の存続が可能ですということになりました。

そういうことですから、羅臼町では、これから取り組まなければならないのは、高校生の皆さんが自分の進路実現のための、やはり特色ある取り組み、例えば公設塾というのがあちこちでやっているのですけれども、そういうのが可能かどうかとか、それから全国募集することによって道内または道外から入る子がいないのかというようないろいろなことを調べてまいりました。

しかしながら、先ほどのように子育て支援全般にかかわりまして、まだ財政的な負担が羅臼町にとっては伴うものなのだとということなので、その辺の決断にはちょっと至っていないということなのですけれども、私のほうでは、委員会としては、その辺の決断までは行っていないということなのです。本当に今後は早い時点で、その辺の方向性をしっかり

見きわめて、第3回の高等学校存続問題検討協議会に少しでも早く提案できればいいかなと思っております。

以上です。

○議長（村山修一君） 小野君。

○5番（小野哲也君） まず、そうすると、12月時点で具体案をことしの早いうちに出すと言っていたものが、今、教育委員会で検討しているというだけの段階だと。ここでまず離れていますよね。この中に続いてありますけれども、6月及び7月中に全町内会と話し合いをします。これ、何で全町内会なのですか。何で町内会単位なのですか。その辺、お願いします。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（山崎 守君） その点については、一度に連合町内会などでまとめてやりますと、なかなか意見を言えない方がいっぱいいるのではないかなということ、全町内会を小まめに回って、いろいろな意見、それから羅臼高校についての思いを町民の方から聞くことによって、少しでも魅力化を目指した構想が立てられるのではないかなということ、やっております。

以上です。

○議長（村山修一君） 小野君。

○5番（小野哲也君） 私、言っていること、そういうことではないのです。町内会にどうのこうのということの前に、まず、そこに携わっている人方と話をすべきなのではないのかという話なのです。考えて一番最初に出てくるのは先生ですね。先生方とまず話し合う。これができていないのではないかと私が思っている根拠は、去年、私たち、報告会をやっていますけれども、その報告会の中にある先生が来まして、あれはたしか秋だったと思いますが、その中で、完全に不信感を教育委員会に抱いておりました。そういったことが、まず町内会をやるよりも先なのではないかと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（山崎 守君） もちろんこの後、中学校、高校とも協議して、あるいはPTAの皆さん、それから中高生の皆さんとそういう機会を設けていかなければならないかなと思っております。

以上です。

○議長（村山修一君） 小野君。

○5番（小野哲也君） というか、そっちを先にやらないと、全体が固まってこないのではないかと思うのです。

質問を変えます。

それで、今回、北海道の動向が記されております。地域キャンパス校だったものが地域連携特例校になったとありますけれども、これは実質何が変わるのでしょうか。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（山崎 守君） これについては、従来、キャンパス校とセンター校という関係だけだったのですけれども、その中でさらに充実したというのは、はっきりまだ決定とはなっていないのですけれども、遠隔授業が今取り組んでいるということですね。それはもう地域連携特例校になると、遠隔授業によって、子どもたちがセンター校の先生の授業を通してやれるようになるということです。そして、センター校の先生が画面を通しながら話をして、それに対してその先生に質問して答えてもらうとか、あとは協力校、センター校からは、出張授業がさらに充実するものになるのかなと思っています。

また、今、道教委のほうは、地域連携特例校ということによって、何とか道外からの子どもたちを募集できるようにならないのかなというような検討をするやに聞いております。それは行うには至っていないのですけれども、そうすることによって、キャンパス校が人数を確保できることによって、羅臼高校がなくなることはないということになるのかなと思っています。

以上です。

○議長（村山修一君） 小野君。

○5番（小野哲也君） 今、具体的に出てきたものは、遠隔授業の話が出てきましたけれども、それは今やっていないということなのですね。それをこれからやるということの具体例ということでよろしいですか。

これ、名前が変わって、小規模校のデメリットを補うということが書いてありますけれども、それは遠隔の授業だけなのですか。ほかに何かないのですか。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（山崎 守君） このパンフレットによりますと、出張授業、遠隔授業の実施により、選択科目を開設したり、少人数指導や習熟度別指導を行ったりするようになるということが書いてあります。また、1学年1学級の高校ですから、当然、教員数は少ないものですから、地理、歴史や理科、特に四大に進む子どもたちのための教科とか芸術、先生がいない場合のそういうものにセンター校からの先生の応援が得られるということですね。それが従来のキャンパス校では、ただそこまでは深く書いていなかったということです。

○議長（村山修一君） 小野君。

○5番（小野哲也君） 先ほど答弁でお伺いしましたけれども、センター校はどこなのですか。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（山崎 守君） これについては、今年度の地域連携特例校の一覧によりますと、主に管内の大きい学校ですか、根室管内はまだありません。釧路によりますと、阿寒高校のセンター校が釧路湖陵高校となっています。それから、近いところでオホーツクでは、興部高校、それから雄武高校は紋別高校がセンター校となっております。それから、清里高校では網走南ヶ丘高校となっております。

道教委が言っていたのは、センター校が根室管内の場合どこかというのは、それはこちらの羅臼町からの要望で検討しますというようなことを言っておりました。

以上です。

○議長（村山修一君） 小野君。

○5番（小野哲也君） ということは、まだセンター校は決まっていないということなのですね。

それで、地域連携特例校になるのはいつからなのですか。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（山崎 守君） 制度的には、今年度4月からスタートしています。羅臼の場合は、もし皆さんがこの方法がいいとなれば、この地域連携特例校は、道教委のほうは来年度の実現は不可能ですねと言っております。ですから、再来年度の平成32年度スタートになるのかなということです。それまでに、この地域連携特例校でどのような魅力のある、特色ある教科を設けなければならないか、この辺は十分詰めていかなければならないと思います。

先ほど言ったように、これも含めて地域の特色ある教科をふやすということ、魅力化づくりに関しては、やはり先ほども言ったように予算措置がある程度かかる。現在、幼小中高一貫教育については、町から320万円ほどの補助を得ているのですけれども、これはあくまでも子どもたちの補助なものですから、この地域連携特例校でさらなる魅力化づくりの教科をつくっていかなければならないとなると、さらにある程度、膨大な予算がかかってくるのかなと思っています。

○議長（村山修一君） 小野君。

○5番（小野哲也君） もう今年度4月から始まっていると。センター校は決まっていない。実は何も動きがなっていないということなのでしょう。しかも、存続のための具体策、12月に話をさせていただいたことも、今年度の初めのほうというのになっていない。いつから実施するつもりですか。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（山崎 守君） 地域の皆さんの同意を得れば、平成32年度スタートということになるのかなと思っております。来年が31年度ですけれども、32年度スタート。今回、ことしになった地域連携特例校は、全て、以前キャンパス校になっていた学校です。それで、来年スタートするところは、この1年で取り組みが始まるのかなと思っています。

以上です。

○議長（村山修一君） 小野君。

○5番（小野哲也君） 島根県の隠岐でしたか、あそこが非常に有名で、高校の魅力化を進めていると。実はあれ、業者がいまして、もうあの業者自体は20校ぐらやっているはずです。全国の中で。その内容でももうパッケージングされているのですね。先ほど言

われた塾のことであるとかということも全てパッキングされています。柱は3点です。高校の特化したカリキュラムの改革、それと先ほど言われた塾及びどこかのゼミナールがやっている通信教育、そういったもの、学力向上です。続きまして寮です。宿泊施設、生活です。ここの向上。プラス教科書代や学費の一部免除。これら全てに経済支援をつけるような形にパッケージングされています。

やることは大体この中に含まれるわけですよ。ある程度、もうできてきているのですよ。これを、この業者を入れていない町でさえ、今もう、これをやっているところは膨大にあります。私、この土日で全道のPTAの会議に行きましたけれども、その中で地域の高校の魅力化ということが話題になりました。もちろん札幌の高校もありましたし、倶知安の高校もありましたし、函館の高校もありました。皆さん、ものすごい危機感です。特に、私、札幌とか函館とかというのはそんなこと関係ないのかなと思っていたら、やっぱり郊外の学校はもう、既にその地域も高齢化率が高くて、さまざまな特色を出しています。そういった部分がある中で、ちょっとスピーディーさに欠けないですか。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（山崎 守君） 小野議員の指摘にありますように確かにしております。その中で、小野議員が言っていましたように、大空町の二つの高校があるのですけれども、女満別高校、それから町立の東藻琴高校、これが町立高校へ今年度取り組んで、来年度からスタートするという話。これらについては、昨年11月27日にこの町に行って、関係業者と接触していろいろな話を聞いております。この関係業者は隠岐島前高校を軌道に乗せた、一番手ではないのですけれども、取り組んだ方です。その先生に接触して、実は、この先生は3月22日に役場の方に来て、担当の人に説明をしてもらっております。その間、ほかの業者からも塾を設けてやったらどうだということで話は聞いております。

何せこの事業については、財政的な負担が必ず伴うものですから、それで町民の皆様のやはり覚悟というのですか、それがちょっと重要になるのかなと思って、そんなような関係で大変おこなっているのだなと私は思っております。大変申しわけなく思っております。

以上です。

○議長（村山修一君） 小野君。

○5番（小野哲也君） あともう一つ、羅臼はやはり、私も思うに、よく宮腰議員がおっしゃいますけれども、自然の魅力ですか、世界自然遺産になっていると。そういう部分の生かし方というのはどう考えていますか。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（山崎 守君） もちろん羅臼にとって特色のある、魅力のある授業を設けるということは、羅臼の自然、世界自然遺産になっている、主に海が一番メインではないかなと思っているのですけれども、海にまつわる、それから動植物、海のクジラウォッチングとかありますね。ですから、そういうものを含めてどうやって子どもたちに魅力を教えていくというか、そういう教科を設けてやるのが一番ではないかなと。その魅力がわかる

子どもたちが羅臼高校で育って大きくなって、また羅臼町に戻ってくればいいのかないかなと思っております。

ただし、その間に、町民の皆さんが、町民の人口がどんどんどんどん減っていったら何もならないので、やはりその辺をひっくるめて、町全体、役場行政と教育委員会行政を含めながら、未来を見越した取り組みというのですか、それについての取り組みはますます、話し合いを含めてやっていかなければならないと思っています。そういう魅力化づくりが、どういうことをしたらいいのかというのを具体的にさらに詰めていけるのかなと思っています。

以上です。

○議長（村山修一君） 小野君。

○5番（小野哲也君） 今、教育長のほうから、人口減がどんどんどんどんしていくと。そこなのです。民間のある統計ですけれども、病院が1つなくなっても、それは人口の1%に満たないほどの人しか減らない。ただ、1つの高校がなくなることは、その一家が全員いなくなるということで、10年、20年の間に10%いなくなる。10倍違うのです。そういったことを考えると、32年というのが、本当は私、その考え方の中では、来年もういってほしいという部分があるのですけれども、そこをちょっともう一つお願いしたいのですが。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（山崎 守君） 地域連携特例校については、32年スタートになるのですけれども、この魅力化づくりについて、先ほどの公設塾とか、そういうものを含めて、そういうものについては、31年度からはうまく、財政的な面だけですよ、それがクリアできればできるのかなと思っていますけれども。そして、少なくとも来年受験する子どもたちが現在58名ほどいるのですけれども、この魅力化を早々に出さなければ、もしかすると羅臼高校を目指さないで違う町に行ってしまうということもあるので、その辺の一番早急にしなければならないのは、二間口の要望というのですか、それは早急にしていかなければならないかなと思っています。

以上です。

○議長（村山修一君） 小野君。

○5番（小野哲也君） いや、そうなのです。だからこそ、今58名いるわけですよ。58名の中で何名外に行くかはわかりませんが、ことしだって現に羅臼からは2名でしたか、3名でしたか、標津のほうに行っています。だから、立ち上げなければならないわけですよ、とにかく。だから適当なものではないわけでは無いのですけれども。

もう一つ、教育長に聞きたいと思います。

私、12月の時にESDのこの概念であるとか、今後のことを聞かせていただきました。ESDは持続可能なまちづくり、この持続可能なまちづくりから、今の高校のこの存続に対しての教育委員会の動きをどう思いますか。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（山崎 守君） 今年度の教育行政執行方針で述べたように、今年度は持続可能な、このE S Dの推進というのを前面に出して、20年先を見越した子どもたちの育ちをつくれるように何とかならんかということでやっております。

ですから、この動きは、先ほどの子育て支援も含めて、今現在やっている幼小中高一貫教育をさらに充実していこうということです。それで前々年度ですか、立教大とのE S D地域連携です。これは、立教大とのE S Dの地域連携というのは、教育だけの問題ではなくて、いろいろな行政執行の内容についても含まれているという内容です。それから、東京大学と海洋教育の連携を結んだのは、これはあくまでも対象は子どもです。子どもが海洋教育を通して、地域との、これからの育ちを学んでいくという連携を結んでおります。一応これに子どもたちが参加できるという方向に今進んでいるところなのですけれども。

以上です。

○議長（村山修一君） 小野君。

○5番（小野哲也君） 教育長、私の言っていることはそういうことではなくて、スピーディーさがない中で、持続可能なまちづくり、これと今の高校に対しての動き、これは反比例しているのではないかということをお話しているのですけれども、その点についていかがですか。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（山崎 守君） それは、反比例はしていないと思います。非常にスピードは遅いのですけれども、人づくり、まちづくりと連携しながらやらなければならないのだということを訴えながら進んでいるということなのですけれども、その辺を小野議員さんが理解いただければ大変ありがたいと思っておりますのでございます。

○議長（村山修一君） 小野君。

○5番（小野哲也君） この後、いろいろな具体策をいろいろな人と話し合いながら出すというような形でいっているのでしょうかけれども、一番願いたいのはスピーディー感です。それがなくて、生徒一人だけではなくて、その家族自体が今なくなるというような状況が踏まえられるかですね。先ほども言いましたけれども、これは例えが悪いのですけれども、病院が1つなくなるよりも、高校が1つなくなるほうが絶対住民はいなくなります。そういったことを踏まえてください。

今、全国で公立高校が3,600校あります。毎年50校が統廃合になっています。50校が統廃合、10年で6校か7校に1校はほぼなくなるという形になっています。この時期、今この場面でも、もう羅臼町は出発でおくれているわけです。今後の早急な対応を望みます。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 小野議員に多少時間を頂戴して、ただいま教育長のほうから答弁

をした件について、管理者である私のほうからも御答弁をさせていただきたいというふうに思っております。

小野議員が御指摘のとおり、対応が後手後手に回っているのではないかということに関しては、教育長がおっしゃったとおり、誤解を招くような、また、周りにそういうふうな感じを与えるような動きであったのかもしれませんが。このことについては反省をしながら、今後の対応をしていきたいというふうに思っております。

また、制度のことにつきましては、存続問題検討協議会をつくった後に、実は、これは道立高校であるということで、その後数回、全体では3回から4回の中で、私自身が存続をしていただきたいという要望を道の教育委員会、教育長に直接お会いして訴えてまいりました。その都度、遠隔地であるその地域によって全然違うのだということを訴えさせていただいておりました。そういった中で、なかなか羅臼町に町外から生徒が入学していただけるという状況に今の中ではないし、当然ながら、道外に生徒を求めていく、または国外に求めていくということも可能にさせていただきたいというお願いをずっとさせていただいてきております。そのために、羅臼高校としてしっかりとした魅力のある高校に仕上げていきますということは、道の教育委員会のほうには言わせていただいております。

その中で、12月までに具体策という中で、実はこの6月に道の方針が出るということなので、この33年までのお話、地域連携特例校という話は30年の6月に出されておりました。その前に何度か、これは小野議員も委員になっておりますので、地域の教育会議という中で、こういう方向性ですというものはありました。最終的にことしの6月にその方針が出たことによって、今後、この存続問題検討協議会を魅力化のための協議会に変えていきたいという答弁を先ほど教育長のほうからさせていただいたわけでありまして。

そういった中で、今後、この地域、遠隔地であったりする地域には、道外から広く生徒を募集できる方向で検討したいという意向は示されておりますけれども、それはまだ決定ではないと。それを求めるとすれば、町営でやるしかないという状況でございます。

この魅力化について、例えば自然を生かしたというお話がございましたけれども、今まで行ってきた知床学であったり、水産教室であったり、そういったものをさらに魅力あるもの、また充実をさせていくということも今後考えていかなければいけないことなのかなというふうに思っております。

また、活動としては、チャレンジグルメのコンテストであったり、そういった課外活動的なことで成果を上げているものもございまして、また、知床学では、先日は浜中町の高校との交流をさせていただいております。非常に生徒にとっては有意義な交流だったというふうにも聞いておりますし、そんな体験を含めて今後そういったことを学びたいという生徒を多く道外に求めていくということをやっていきたいなというふうに思っております。私としても、教育委員会の動きをバックアップさせていただきたいというふうに思いますし、また、このことについては、小野議員おっしゃったとおり、周りの理解がなくてはなかなか進んではいけないということで、PTAであったり、町内であったり、連合町

内会ではいろいろ勉強会も開催していただきました。大変ありがたいというふうに思っておりますし、さらに地域の活発な御理解と御協力を求めていかなければいけないというふうに思っております。今後、このことについてはスピーディーに対応していくことを教育長としっかりやっていきたいというふうに思っておりますので、どうぞ御協力と御理解をお願いしたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 小野議員、終わってよろしいですか。

小野議員。

○5番（小野哲也君） 町長、ありがとうございます。力強いお言葉、いただきました。

あと一つ、具体例を一つ言わせていただきますと、遠別農業高校という高校がございます。そこはもちろん過疎で、町長が今おっしゃっているとおり、町立、たしか町立なはずです。そこはふるさと納税の返礼品にその子たちがつくったものを出品しました。その出品が話題となって、そこの高校に行きたいという全国公募ができました。そういうことを今町長が言われた知床学なり水産の状況から考えると、水産高校にもまさるとも劣らないような知識、6次化も考えたような状況、そういったものも踏まえた上で新しい魅力化をして具体化して行ってほしいと思います。時間はかかると思います。でも、時間をかけるだけ人口は減るのです。よろしく願いいたします。

終わります。

○議長（村山修一君） 以上で、小野哲也君の質問は終わりました。

次に、1番加藤勉君に許します。

加藤君。

○1番（加藤 勉君） それでは、通告に従いまして、2点、御質問させていただきたいと思っております。

まず、1点目ですが、羅臼町の総合戦略5カ年計画についてであります。

平成27年10月に作成されました羅臼町総合戦略5カ年計画では、2019年度の目標人口を5,300人としてございます。しかし、既に2018年4月、ことしの4月には、人口は5,097人と300人ほど下回っているわけでございます。

そういったことで、目標値を下回っているということの要因と次期の総合戦略5カ年計画策定に向けてのスケジュール等について御質問させていただきますので、よろしく願いしたいと思います。

次に2点目です。羅臼町職員の勤務実態についてでございます。

最近、過労死の問題ですとかいろいろな問題があって、今国会に働き方改革関連法案が審議されてございます。

当町の職員の勤務状況について、次の2点についてお伺いいたします。

町職員の超過勤務実態調査についてどうなっているのか、お聞きいたします。

2点目が、職員の定数条例と課係等の設置についての考え方。

この2点についてお願いいたします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 加藤議員から2件の御質問をいただきました。

1件目は、羅臼町総合戦略5カ年計画についてであります。

最初に、羅臼町総合戦略策定に至った経過等を説明させていただきます。

国では、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯どめをかけ、それぞれの地域で住みよい環境を確保していくことなどを目的として、平成26年11月28日に「まち・ひと・しごと創生法」を施行し、同年12月27日には、人口の現状と将来の姿を示し、目指すべき将来の方向性を提示した国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び5カ年間の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定し、まち・ひと・しごと創生に総合的に取り組んでいるところであります。

この国の長期ビジョン及び総合戦略を勘案しつつ、各地方公共団体は人口分析と将来展望を提示する人口ビジョンを策定し、自主性、主体性を発揮し、地域の实情に沿った地域性のある地方版総合戦略を策定するよう指示があり、当町においても平成27年に羅臼町人口ビジョンと総合戦略を策定しております。

人口ビジョンにつきましては、2060年までの長期的な将来展望や目指すべき将来の方向を示しており、人口については合計特殊出生率の上昇と人口移動の均衡を改善することで、2060年の人口を3,500人維持することを目標としております。この目標達成に向け、「地域における安定した雇用の創出と地域の活性化」「若い世代の就労、結婚、出産、子育ての希望の実現」「魅力あるまちづくりと人口流出の抑制」の三つの方向性を掲げ、さらに具体的な5カ年の行動計画が羅臼町総合戦略となっております。

総合戦略では、2019年の人口目標を5,300人とし、基本目標を4点掲げております。1点目が「若い世代が安心して働ける魅力ある産業の振興」、2点目が「知床の魅力を活かした移住、定住の推進」、3点目「未来を担う子どもたちの教育環境と結婚、出産、子育てしやすい環境の整備」、4点目「若い世代が主体となった知床羅臼みらいづくりの推進」として、それぞれの目標に向けた各種事業を実施しており、毎年、評価委員会において御意見をいただきながら取り組んでおり、各種事業はおおむね順調に進んできております。

2019年度の目標値が下がっている要因としては、目標値を設定する際の条件として、先ほど御説明いたしました合計特殊出生率の増加と転出超過状況にある人口移動の段階的な改善を図ることとしておりましたが、この条件を達成できなかったことによるものと考えております。

近年の人口動向を見ますと、出生、死亡による自然増減が直近3年間の平均は35人の減少、転入転出の社会増減は108人の減少となっており、当町の人口は毎年100人以上が減少している状況であります。

地方創生は、次の世代やその次の世代の方々が危機感を共有し、地域に活力を取り戻し

てくための息の長い政策であり、長期的な視点での政策的な取り組みが必要であります。

そのためには、当町の場合、基幹産業の漁業を中心とした産業の活性化を図り、若者が働きたいと思える安定した魅力ある雇用を創出することで人口流出の抑制につながり、地方創生に結びついていくとも感じております。

次期総合戦略計画の策定スケジュールにつきましては、現在、国の総合戦略「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」を策定しているところでありますので、今後、地方版総合戦略の具体的な取り組み指針やスケジュール等が示されると推考されますので、当町としても、これまで以上に地域経済の活性化を図り、地方創生を推進する戦略が必要と考えますので、国から総合戦略に関する情報があり次第、進めてまいります。

2件目は、羅臼町職員の勤務実態について、2点の御質問があります。

政府では、働き方改革は一億総活躍社会実現に向けた最大のチャレンジであり、多様な働き方を可能とするとともに、中間層の厚みを増しつつ、格差の固定化を回避し、成長と好循環を実現するため、働く人の立場、視点で取り組むこととされています。

その中で、長時間労働に対しては、健康の確保だけではなく、仕事と家庭生活との両立を困難にし、少子化の原因や女性のキャリア形成を阻む原因、男性の家庭参加を阻む原因になること、さらに、長時間労働を是正すれば、ワーク・ライフ・バランスが改善し、女性や高齢者も仕事につきやすくなり、労働参加率の向上に結びつくそれぞれ指摘されています。

特に、時間外労働につきましては、時間外労働の上限規制、勤務間インターバル制度などの導入により是正を図ることとされているところでもあります。

そこで、まず1点目の町職員の超過勤務実態調査についてであります。

当町では、超過勤務の実態調査は特に行っておりませんが、平成28年度の実績によりますと、年間総時間数は1万1,913時間、1人当たり平均は136時間となっております。

しかし、中には年間500時間を超える職員もおり、現在、政府が働き方改革で法改正を目指しております時間外労働の上限規制、月45時間かつ年360時間を上回っている状況にありますことから、改善する必要があると感じているところであります。

現在、平成29年度の実績につきましても、集計作業を進め、超過勤務が恒常的なものなのか、また、時期的なものなのか、課や職員の偏在化はしていないかなど、その状況や原因の分析を行うこととしております。

また、最近では、電算システムを多用するなど、一部業務では複雑化、高度化している傾向にあるため、複数の職員で対応することが困難な業務があることも事実であり、職員数をふやすことが必ずしも解決手段にならないこともあると考えております。

このことから、業務に精通した職員の養成や専門職、経験者の採用なども視野に、現在、策定作業を進めております定員管理適正化計画に反映させていきたいと考えているところであり、引き続き、職員が健康に働くための職場環境の整備に取り組んでまいりたい

と考えております。

2点目は、職員の定数条例と課係等の設置についての考え方であります。

職員の定数につきましては、羅臼町職員定数条例により、町長、議会、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会の事務部局の常時勤務する職員の数として定め、その定数の配分はそれぞれ任命権者が定めることとされております。

また、課につきましては羅臼町課設置条例により、係につきましては羅臼町役場処理規程により、それぞれ定めているところでありますが、課や係の編成につきましては、基本的な機構は維持しつつも、その時々への行政需要や住民サービスの拡大などに加えて、適時、柔軟に対応しているところであります。

これまで職員数につきましては、地方分権の進展など、新たな行政需要に対応するため増加傾向にありましたが、平成10年度の186人をピークに下降に転じ、平成29年度では105人、ピーク時対比で81人、43.5%の減となっており、直近の5年間ではほぼ横ばいで推移しているところであります。

当町の定員管理につきましては、平成8年5月に策定した羅臼町行財政改革大綱を基本として、平成10年度から3カ年ごとに行財政改革実践期間と位置づけ、現在まで6次にわたって実施計画を策定しながら、行財政運営の改善、推進を図り、組織機構の見直しや定員管理の適正化などについて具体的に取り組んできたところでありますが、事務の権限移譲による業務量の増加や新たな行政需要への対応など、最低限の職員数は必要であるものの、厳しい財政状況下においては、事務の効率化や適正な人員配置と職員の創意工夫のもと、少数精鋭主義に徹した行政運営を行う必要があると考えているところであります。

○議長（村山修一君） 加藤君。

○1番（加藤 勉君） それぞれ詳しく御説明をいただきましてありがとうございました。

特に、私、この羅臼町総合戦略というものを中心に質問しようと思ったのは、だんだんだんだん人口が減っていく。この前の3月の新聞を読むと、国あたりでは、羅臼町はもう2,000人を切るような勢いで、将来的には町村としての維持もおぼつかないような状況になってくるというのをちょっと見たものですから、せっかくなのでつくりました羅臼町総合戦略計画というものを見させてもらいました。

先ほど町長が言うように、目標1、目標2、目標の4まであります。その中をちょっと読ませていただいたのですが、まず1点目なのですが、基本目標1に「若い世代が安心して働ける魅力ある産業の振興」というふうにあります。この数値目標が羅臼高等学校卒業後の町内就職率を2019年度10%増、2014年度42.4%というふうにして数値目標がございました。

私、実は、高校のPTAのPTAだよりというのを読ませてもらって、果たしてどれぐらいの方が町内に就職しているのかなというようなことをちょっと見させてもらったのですが、これでいきますと、ほとんどが町外の学校に進学をしております。そのうち

の大体、多分20%だと思ったのですけれども、その方が就職をするのですけれども、そのうちでも微々たるものなのですよ、羅臼町で就職する人はですね。そうなってくると、羅臼町で就職したくても、できないという状態があるのかなというような感じを持つわけでございます。

何とか、せっかく羅臼高校、先ほどから存続問題も含めてお話をしているのですけれども、その羅臼高校生の就職先、町内の就職率を、2014年は42.4%を10%増したいということは、半分以上は羅臼の町内に就職をさせてあげたいという基本目標だというふうに考えますので、どうかひとつその辺も考慮しながら、政策を進めてもらいたいと思っております。

この中にいろいろ、こういうふうな方法でやっていこうということで掲げてあります。その中には、多分、これはちょっと今の時点です、無理かなというところも何点かあるというふうに私は思っております。

なぜ無理かという、これは基本目標の1の8番目なのですけれども、地下資源有効活用事業、これでもって少し産業興しをしようということで書いてございましたけれども、これについては、現在ではちょっと無理かなと。それと、これはちょっと除かれるのだろうと。そんなチェックをしていく必要があるのかなと。計画をつくるのはいいのですけれども、こういうふうにして、この目標値を一つ一つ潰していただきたいなと思っております。

それから、基本目標2ですけれども、「知床の魅力を活かした移住、定住の推進」で、施策による転入者をふやしていきたいというふうにして書いていまして、その方向性も書いてあるのですけれども、この計画自体がもう、既に破綻しているのではないかと私は思っております。

それで、毎年、この計画は見直しをしていくということで書いてありますけれども、その辺の見直しについてやっているのか。その中から出てきている問題点についてどう考えているのか、それをお聞かせいただきたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 企画振興課長。

○企画振興課長（川端達也君） 毎年、年度末に評価委員会、町民さんの御協力をいただきながら評価委員会ということで、総合計画と総合戦略あわせて御意見をいただいております。その中でも、今御指摘ありました地下資源ですとか、そういった事業については、町として取り組みが進んでいかないというものにつきまちは削除しながら、計画を見直しているところでございます。

○議長（村山修一君） 加藤君。

○1番（加藤 勉君） その辺の見直しが次期につながっていくという形ですので、その辺については、もうあと2年かな、5カ年計画、2019年だと。そうすると、もうことしあたりからその準備を進めていかなければならないだろうと。毎年毎年やっているのですけれども。これを、例えばつくったときには、庁内のプロジェクトをつくりながら、住

民の声も十分聞きながら目標値を掲げていったと。それで羅臼町の人口はこうですよという目標を立てて進んでいったというふうに思うのですね。このことは、やっぱり町民にとっては大事なのです。これが。まだ、わしは頑張れるぞ、まだ、この町は捨てたもんじゃないなというふうな指針を示しているのが人口ビジョンであったり、総合戦略だったりというふうに私自身は思っております。

特に、ことし新聞で、羅臼町なんか、だんだんだんだん、2030年だったか40年のときには2千何人になってしまうなんていう、ああいう発表をされてしまうとどうなのかなど。先ほど言ったように高校生も不安になるだろうし、羅臼の高校に入学しても、最終的には就職がないのだから、この機会だからほかの町に行こうというようなことだっ出てくるというふうに思うわけでありませう。

そういったことで、企画のほうではこれを見直ししながら進めているそうでございますので、その辺については、十分審議をした中で進めていってもらいたいと思います。

この問題について、町長、考えをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 加藤議員から、将来が心配だというようなお話を伺いました。

総合戦略の中で人口減につきましては、新聞等々でいろいろな書き方をされておりますので、私どもの目標値としては3,500、これを何とか維持するために努力をしていきたいのだということでありませう。

その中で、多分、新聞に書かれていたのは、3,000を切るという、多分2,000ではないのではないかなというふうに思っておりますけれども。

それと地下資源の有効活用、移住の問題。地下資源については、今、地域で使っていく、もう既にいろいろな形で利用されている、これが人口増にどうつながるのだということになれば、またいろいろなこともあろうかと思っておりますけれども、その資源を持っていることによって、例えば企業誘致であったり、そういったものが今後見込まれる可能性があるということもあれば、当然そこには雇用が生まれるであろうという観点の中から、そういった企業誘致も含めた活動をさらにやっていかなければいけないという思いでございます。

また、移住、定住につきましては、実績として、実は3名ほど、若い女性の方であったり、既に移住を決められているということで、羅臼町で活躍をしていただく。これは協力隊の方々もその一つでありまして、そういった方々が今後羅臼町で活躍をしていただくということも、これは移住の一つの方法でありますから、今後はさらにそれを拡大していきたいというふうに考えております。

いずれにしても、将来の人口減の要因と言われる部分というのは、さまざまな要因があるかと思っております。特に、先ほど来質問のありました地域の経済、基幹産業の、今漁獲量の減少が多く響いているということは否めませうので、この件についても産業の審議会をつくりましたので、その中でどう対応していくか、これは一丸となってやっていかなければ

ばいけないというふうに思っておりますので、さらなる御協力をお願いしたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 加藤君。

○1番（加藤 勉君） もう一つ、羅臼の人口ビジョンの中で、27年8月に策定した中に、羅臼町の就労等に関する分析というのを載せてありまして、水揚げ高と人口の分析という項目がちょっとあったのですよ。僕は、水揚げがかなり減ったので、人口がだんだんだんだん減っていくのかなと思ったら、水揚げが減ったのだけれども、人口がふえているだとか、何かそういうような水揚げ高だけでは人口の分析ができないような状況が出ておりましたので、これについては産業の振興という部分が出てくるのだろうというふうに思いますので、その辺、ひとつお願いしたいなど、産業の振興ですね、してほしいなと思います。

それから、まちづくりのアンケートに関するということで、将来像ですね。18歳から29歳ですとか、30歳から59歳、60歳以上、中高生ということで意識調査をした調査結果も出ておりました。その中で、特に中高生の8.6%は「住み続けたい」、「できれば住み続けたい」という35.8%、合計44.4%もいるわけですね。こういう方たちにやっぱり就職する場所を与えていくというのが行政の一番基本になるだろうという形で考えておりますので、この高校の存続も含めて、どうかひとつ若い人たちの働ける場所の創生をお願いしたいというふうに思っております。

こちらのほうはお願いだけして、次に移りたいと思います。

次に、羅臼町の定数条例の関係ですとか配置の問題だとか、ちょっと役場を見ますと、職員が少ないのか、どこが少ないのかわからないのですけれども、非常に忙しいように見えるのですよ、すごく。多分これでは、先ほどから言われているようにいろいろな調査もできないだろうし、勉強もできなくなってくるだろうなということで今回取り上げさせていただいたのですけれども、まず、羅臼町の課設置条例からいきますと、定数条例というのがありまして、これは町長も知っているように、町長部局の職員は何人ですよとか、あるのですね。最終的にこれが改正されたのは27年3月11日。ですから、3年か4年ぐらい前の定数条例なのですけれども、その中で、町長の事務部局の職員は113人、それから議会事務局の職員は2人、それから選挙管理委員会の職員は1人、それから監査委員の職員は1人、教育委員会の職員は18人と。公営企業関係の職員、特に水道事業の職員については4名というふうにして定数条例があります。この定数条例に沿って職員を配置せという話ではないのですけれども、ただ、これは、定数条例は、その町の存続の意味で、やっぱり手足になって働ける職員がこれだけいると大丈夫だろうというところで定数条例は多分定まっているのだというふうに思っております。

それで、職員数をちょっと、4月1日に出た機構図で見てみました。まず、町長部局からいきたいと思うのですけれども、7課あって1室、7つの課があって1つの室ですよと。8課あるのですけれども、そこに課長さんが9人います。課長補佐さんが3人、係長

さんが26人、係が31人、合計69人しかいないのですね。69人。これ、どうしてなのかなど。百何人欲しいと言っているのに69人しかいないのかなというふうに思っているのですけれども、それでは、その中でどれだけの事務をしているのかというのをちょっと見ますと、企画振興課で7つの事務を受け持っていることになっているのです。その条例ではね。それから、総務課では10です。それから、税務財政課では3つ。これは税務と財政をふっつけているからそうなのですからけれども、そういうような事務分掌があって、その中でどうしてああいう機構をつくっているのか、係長さんがいっぱいその課にいただけけれども、担当が民間としてはわからない。何の係を担当している係長さんなのか。これは機構図のつくり方なのかどうなのかわからないのですけれども、私が見ても、わかる課もあるのですよ、わかる課もあるのですけれども、例えば、一番上に企画振興課がある。課長さんが1人、係長さんが企画振興係長として2人、係が、この方は、1人は地域おこし協力隊なので2人なのですから、合わせて3人。総務課になったら、課長1人、総務係長という人が4人いて、1人は北海道に派遣している。係といたら2人、1人が議会事務局に併任、それから再任用の職員が1人、こんな体制になっているのです。

僕は、課長さんに聞きたいと思っているのだけれども、ここは聞くのはやめておきますけれども、こういうような体制で、もしくは課長でいて、この仕事をやってくださいと例えば命令したときに、どの係長におろすかというのは非常に難しいと思います。例えば、ほかの町であれば、係長さんは何々の特命、何々の担当というふうにしてやっていると思うのです。羅臼町はどうしてこういうふうにつくったのか、私はわからないのですけれども、わかるところもあるけれども、そういうような係長さんは全部丸められてしまっているのね。丸めてしまっている。だから、役場の職員で、何の何をやりたいのですと、例えば一般事務の方が来たときに、どの人に行けばいいのか、どの係長さんのところに行くのがいいのかわからないということはないですか。どうだろう。ここでは言いませんよ。

多分、一般町民の方だとすると、ちょっと難しいと思う。僕はこんなに係長さんがいるのかなとは思っているのですけれども、中には、先ほど言ったように500時間もやっている係長さん、多分これは係長さんだと思うのだ。そういうバランスの悪い配置をしているのではないのかなというふうな気がしているのですけれども、その辺については、人事権のある町長から、どう考えるのか。副町長ですか。どうぞ。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） ただいまの御質問でありますけれども、加藤議員もOBということで、昔から職員をやって、私たちの大先輩でありますから、この辺は十分知った上での御質問というふうに受けておりました。

基本、定数条例、139名いるということで調べられておりましたけれども、私どもの怠慢もあるということの一つ反省しなければならないというふうに思っています。実は、定数条例をしっかりと見直さなければならないというところをやっていないと。だから、これだけの乖離があるということは、私ども、反省をしなければなりません。

定数目いっぱい職員を採用すれば、本当に住民サービスが行き届くのかもかもしれませんが、先ほど来お話あるとおり、財政的な人件費のこともございますので、できる限り少数精鋭主義という形をとらせていただいております。

それと、今の機構の問題でありますけれども、多分に窓口業務、お客さんがカウンターに来て、誰も顔も上げない、どういたしましたという返事もできないというようなことも多々あるということも、私ども、苦情を聞いておりまして、これも反省をしなければならぬということで、職員の指導を徹底しているところでございます。

ただ、機構にある、今お話があった係長が多いのではないかと、担当者、何を担当しているのかわからないということにつきましては、先ほど申し上げました少数精鋭主義というようなことも含めて、実は、羅臼町はスタッフ制をとっております。たくさんの庶務規程があって、それぞれ庶務規程どおりやれば、相当の数を置かなければならないということでもありますけれども、これは課の中で自由に動ける体制をとろうと。誰かがこの仕事をやったら、これは私知りませんというようなことではなく、全員がその課の内容を知ってもらうということで、窓口の対応を、十分住民サービスできるような方法をとろうということでスタッフ制を設けたところでございます。

したがって、課長に意見を聞きたいというお話ありましたが、実は、課長がそれぞれ課の中の職員、係を自由に動かせるという体制もとっております。一度町長がこの係に、このポストにという職員を置いたら、3年も4年も同じ仕事をやるということではなく、適宜、課長をして、3年くらいやったら、次に係はこの仕事も覚えていただきたいというようなことは自由にできる体制、これをとろうということで今まで進めてきておりますけれども、議員が質問にあるとおり、さっぱりわからないということであれば、これまたいろいろと考えながら、きちんと住民サービスができる体制を構築していきたいなというふうに思っております。

ただ、定数条例に関しては、冒頭お話ししたとおり、この定数を守らなければならないということではないというのは議員もおっしゃったとおりでございまして、できるだけ少ない中であっても、住民サービスを怠ることのないように今後とも努めてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（村山修一君） 加藤君。

○1番（加藤 勉君） 私も元役場職員だったので、非常に目につく部分もございますしね。何か課長さんが気の毒だな、係長さん気の毒だなというような思いも若干持っています。その辺については、ちょっとこの場でしゃべるのがどうか、わからないわけですが、そういったことで、これから人口減に伴って、人口が減ったから役場の職員が減ってもいいのだという考え方には絶対ならないのです。逆に小さな町だから、いろいろなことをしなければならぬ。いろいろな補助金を持ってこなければならぬ。それから、規程も探さなければならぬ。この苦勞といたら物すごいと思いますよ。昔みたく道庁の仕事については、ちゃんと事前に話が来て、ああこうだな、だから申請しようか

はなくて、今はもう町村任せですからね、もう。町村がわからないとそのままわからないで済んでいくという。今はもう役場は競争時代に入っていますから、そういうことで職員の方には頑張ってもらいたい。なおさら頑張ってもらいたいというような気がしてございます。

もう一つは、教育委員会のほうです。教育委員会。

教育長に聞くのがいいのかわからないのですけれども、教育委員会は社会教育課と学務課というのと2つありますね。前は3つあったのですけれども、これ、学務課長がいて、補佐がいるだけです。社会教育課という名前はありますけれども、これ、不都合はないですか。例えば、仕事をやる上で、昔は学社連携といいますね、学校教育と社会教育が連携しながら一つのことをやっていくという。これ、うまくやってきたと思うのです、教育委員会の中では。それが今、学務課長と学務課長補佐、こちらの使い分けはどうなっているかわかりませんが、その辺のことも含めて、教育委員会の体制というのは、僕から見ると何かちょっと住民の意思に立つ箇所としては、ニーズが足りないのかな、不都合なのかなというような感じを持っているのですけれども、その辺について教育長はどう考えているか、お聞かせください。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（山崎 守君） 私が教育委員会の教育長になってから、こういう体制をとっているのですけれども、これについては、情報が両方の課に的確に流れるということで、私は大変満足しているところなのです。人が少ないというのは確かにあります。ですから、今後、この職員定数条例ですか、何とか解決していけるようになればいいかなと。

特に、社会教育と学校教育を一緒に兼務してもらっているというのは、今の国の教育行政の進展の中で、両方が結局わからないと今進めているコミュニティスクールという考え方、地域の活動、それから子どもたちの教育が連動しながら進まなければならない。その連携のスピードさというのか、その辺がやっぱりうまくいくのではないかなということ、私は自分の思いでやっておるところです。

以上です。

○議長（村山修一君） 加藤君。

○1番（加藤 勉君） 教育長がそういう形の中で、町長部局と連携しながら進めているのでしょから、それはいいと思うのですけれども、私の目から見て、教育委員会体制は貧弱だと、これだけ言っておきたいなと思います。

以上です。

○議長（村山修一君） これで、加藤勉君の質問は終わりました。

一般質問を終わります。

ここで、2時30分まで休憩します。

2時30分、再開します。

午後 2時18分 休憩

午後 2時30分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第6 報告第2号 継続費繰越計算書について

○議長（村山修一君） 日程第6 報告第2号継続費繰越計算書についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 1ページをお開き願います。

報告第2号継続費繰越計算書についてであります。

また、この後、予定しております議案第35号平成30年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算から議案第44号までの10件の議案につきましては、副町長及び各担当課長から内容について説明させますので、御審議、御決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案の1ページをお願いいたします。

報告第2号継続費繰越計算書について。

地方自治法施行令第145条第1項の規定により、平成29年度目梨郡羅臼町一般会計継続費を別紙のとおり翌年度に繰り越したので報告する。

2ページをお願いいたします。

平成29年度目梨郡羅臼町一般会計継続費繰越計算書。

この繰越計算書につきましては、本年第1回の定例議会において継続費の補正議決をいただいたものでございまして、教育費の3事業について、5月31日付で継続費繰越計算書を作成いたしましたので、報告するものでございます。

内容につきましては、8款教育費1項教育総務費、事業名、教職員住宅建築事業でございます。継続費の総額につきましては、4,702万3,000円でございます。29年度の継続費予算現額につきましては3,400万8,600円、支出済額3,391万2,000円、翌年度の通次繰越額9万6,600円でございます。繰越金でございます。

3項の中学校費、事業名、知床未来中学校建設事業、21億1,184万5,000円。予算現額につきましては16億8,743万5,000円、支出済額につきましては16億8,659万5,246円、翌年度の通次繰越額は83万9,754円。財源としては繰越金、同額繰り越すものでございます。

知床未来中学校外構事業、継続費の総額4億4,543万2,000円。予算現額1億

3,502万2,000円、支出済額1億3,502万1,600円、翌年度の通次繰越額は400円。財源としては繰越金でございます。

以上の内容でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、報告第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第2号は、承認することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第6 報告第2号継続費繰越計算書については、承認することに決定しました。

◎日程第7 議案第35号 平成30年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第7 議案第35号 平成30年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案の3ページをお願いいたします。

議案第35号 平成30年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成30年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,313万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億806万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

4ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

18款1項繰越金、2,313万9,000円を追加し、2,314万円。財源調整のために前年度繰越金に求めたものでございます。

歳入合計2,313万9,000円を追加し、48億806万8,000円となるものでございます。

歳出でございます。

2款総務費、172万4,000円を追加し、13億6,888万1,000円。

1項総務管理費、172万4,000円を追加し、13億3,150万7,000円。内容につきましては2点ございまして、1点は、共栄町会館前にございます消火栓の1基、老朽化による故障の本体取りかえ、72万4,000円。地域おこし協力隊1名が町内に定住し、野生動物や自然を題材とした商品開発とその案内人となるガイド育成の要請を図るための100万円でございます。

3款民生費、109万1,000円を追加し、4億7,637万5,000円。

1項社会福祉費、109万1,000円を追加し、3億9,287万1,000円。この内容につきましては、介護保険システム改修に伴うものでございまして、特別会計に繰り出すものでございます。

4款衛生費、1,933万円を追加し、6億5,502万2,000円。

1項保健衛生費、166万2,000円を追加し、2億6,520万5,000円。内容につきましては、医療技術者修学資金、看護師の専門学校入学者より修学資金の申請があり、120万円を追加するものでございます。また、46万2,000円の追加につきましては、乳幼児医療給付に係るシステム改修費でございます。

3項清掃費、1,766万8,000円を追加し、3億8,310万9,000円。内容につきましては、清掃管理センターにおけるタイヤショベルの老朽化に伴い、新車入れかえのための事業費でございます。

6款1項商工費、33万3,000円を追加し、8,264万3,000円。この内容につきましては、管内1市4町の交流人口の拡大に向けた広域観光の取り組みを実施するために、1点目として、LCC就航に伴うPR活動に13万3,000円、2点目は、LCC就航定着化支援のための負担金として10万円、東北海道DMO設立に伴う負担金として10万円のそれぞれ支出を行うものでございます。

8款教育費、66万1,000円を追加し、8億1,349万2,000円。

1項教育総務費、13万円を追加し、5,017万2,000円。内容につきましては、教職員住宅に光ケーブルを敷設する受信用の負担金でございます。

5項社会教育費、53万1,000円を追加し、4,136万6,000円。これにつきましては、町内各学校3校に伴う図書管理システムの整備、それから、峯浜地区におきまして畜産担い手整備事業が実施されることに伴いまして、一部草地から遺跡が所在するということから、これの調査費の計上でございます。

合わせて、歳出合計2,313万9,000円を追加し、48億806万8,000円となるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第35号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第35号は、原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第7 議案第35号平成30年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第36号 平成30年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計
補正予算

○議長（村山修一君） 日程第8 議案第36号 平成30年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（太田洋二君） 議案の6ページをお願いいたします。

議案第36号 平成30年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算でございます。

平成30年度目梨郡羅臼町の介護保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ168万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,070万8,000円とするものでございます。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

今回の補正予算につきましては、介護保険制度の改正に伴いまして、システム改修が必要となったことから、その改修経費につきまして歳入歳出それぞれ追加補正をお願いするものでございます。

7ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正で、歳入でございます。

3款国庫支出金、59万8,000円を追加し、1億650万円。

2項国庫補助金に59万8,000円を追加し、3,006万1,000円です。システム改修に伴います国庫補助金でございまして、国が定めるこの事業の基準額119万6,000円の2分の1の補助額でございます。

7款繰入金、109万1,000円を追加し、8,732万4,000円。

1項他会計繰入金に109万1,000円を追加し、7,836万8,000円でございます。

ます。システム改修に係る総事業費から国庫補助金を差し引いた金額を一般会計から繰り入れるものでございまして、ルール分の町の負担金でございます。

歳入合計は168万9,000円を追加し、4億5,070万8,000円でございます。

続きまして8ページで、歳出でございます。

1款総務費、168万9,000円を追加し、676万3,000円。

1項総務管理費に168万9,000円を追加し、383万7,000円でございます。介護保険業務に要する経費で、増額をお願いするものでありまして、初めにも申し上げましたが、介護保険制度の改正に伴いまして、介護保険システムの改修が必要となったものでございます。

歳出合計は168万9,000円を追加し、4億5,070万8,000円でございます。

なお、事項別明細につきましては、別冊資料の13ページから18ページに掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第36号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第36号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第8 議案第36号平成30年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第37号 平成30年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第9 議案第37号平成30年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（武田弘幸君） 議案の9ページをお願いいたします。

議案第37号平成30年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算についてでございます。

今回の補正につきましては、消火栓の修繕に伴う消防事務組合負担金とその修繕費の増額でございます。

第1条は総則でございます。

平成30年度目梨郡羅臼町の水道事業会計補正予算は、次に定めるところによる。

第2条は収益的収入及び支出の補正でございます。

平成30年度水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款水道事業収益を72万4,000円増額し、1億9,164万8,000円とし、第1項営業収益を72万4,000円増額し、1億6,887万9,000円とするものでございます。

支出。

第1款水道事業費用、72万4,000円を増額し、1億9,164万8,000円とし、第1項営業費用、72万4,000円を増額し、1億5,609万3,000円とするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、議案第37号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第37号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第9 議案第37号平成30年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第38号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第10 議案第38号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（洲崎久代君） 議案の10ページをお願いします。

議案第38号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について。

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

11ページをお願いいたします。

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

改正理由でございますが、国民健康保険制度の改正により、本年4月より羅臼町国民健康保険運営協議会の名称を改めたことにより、条例別表中の名称の変更をする必要が生じたため改正するものでございます。

改正内容でございます。

別表中「羅臼町国民健康保険運営協議会委員」を「羅臼町の国民健康保険事業の運営に関する協議会委員」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

以上でございますが、参考資料の1ページ、資料1-1、本条例の概要、及び資料1-2に本条例の新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第38号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第38号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第10 議案第38号特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第39号 羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第11 議案第39号羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務財政課長。

○税務財政課長（鹿又明仁君） 議案の12ページをお願いいたします。

議案第39号羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

13ページをお願いいたします。

羅臼町徴税条例の一部を改正する条例。

今回の改正につきましては、本年5月23日に公布されました生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）に伴う改正でございます。

改正内容につきましては、生産性革命の集中投資期間におけます臨時及び異例の措置として、地域の中小企業に対します設備投資の促進に向けた特例措置でございます。市町村が主体的に作成しました導入促進基本計画に基づき行われました中小企業の実産性向上を促す新規の設備投資に対しまして、固定資産税の負担を3年間減免とする特例措置の創設に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正条例につきましては、議案の13ページに掲載しておりますが、改正の内容につきましては、お手元に別冊として配付してございます参考資料の3ページ、資料2-1、羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定説明資料により、主な改正条項の内容について御説明させていただきますので、特段の御理解を賜りたいと存じます。

参考資料の3ページをお願いいたします。

改正条項の内容でございます。

1番、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合でございます。附則第10条の2第16項の改正に伴うものでございまして、生産性向上を促す新規の設備投資に係る固定資産税の負担を3年間減免する措置の規定を加えるものでございまして、以下の要件を満たす設備投資が対象となるものでございます。①は町の導入促進基本計画に基づき認定を受けた中小企業が実施します設備投資、②は生産性改革を実施するための設備投資、③は企業の収益向上に直接つながる設備投資でございます。②及び③の所要を満たすことによりまして、単純な設備投資の更新は除外されるものでございます。

特例率につきましては、2分の1以下ゼロ以上でございまして、市町村の条例で定める割合となりますが、特例率をゼロにすることによりまして、国の各種補助金が優先的に採択されますこと、さらには、補助率がかさ上げされますことから、特例率をゼロと定め、期間につきましては、平成30年度から平成32年度までの3年間に限定するものでございます。

附則第10条の2第17項につきましては、前段の第16項を創設しましたことにより、項のずれに伴います改正でございます。

附則として、第1項は施行期日でございまして、公布の日から施行し、平成30年6月6日から適用するものでございます。ただし、第2条の規定につきましては、平成31年4月1日から施行するものでございます。

第2項は経過措置でございまして、この条例によりまして改正後の羅臼町町税条例の規定につきましては、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用しまして、平成29年度分までの固定資産税につきましては、なお従前の例によるものでございます。

続きまして、次の4ページ、資料2-2、羅臼町町税条例の一部を改正する条例新旧対照表につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

なお、市町村が策定いたします生産性向上特別措置法の規定によります市町村導入促進基本計画につきましては、先端設備等の導入促進の目的、また、種類、内容に関する事項、計画期間、配慮すべき事項等の5項目を定めるものでございまして、固定資産税の経過措置による税制面からの支援、さらには、各種補助金におけます優先採択など、中小企業が設備投資を通じまして労働生産性の向上を図るための支援措置でありますことから、現在策定を進めているところでございますが、概要につきましては、次の5ページ、資料2-3に生産性向上特別措置法の施行に伴う中小企業の設備投資に関する支援及び固定資産税の特例についてを掲載してございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、議案第39号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第39号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第11 議案第39号羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第40号 羅臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第12 議案第40号羅臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（洲崎久代君） 議案の14ページをお願いいたします。

議案第40号羅臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

15ページをお願いいたします。

羅臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

羅臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、参考資料の6ページ、資料3-1、羅臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要にて説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

改正理由でございますが、本年4月に放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準省令が改正されたことに伴い、放課後児童支援員の資格要件の拡大及び支援員の資格要件中の学校教諭の資格について明確化されたことにより、町で規定している条例内の資格要件を見直すものでございます。

改正条文でございます。

第10条第3項第4号を教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者に改める者でございます。

当該規定は、教諭となる資格を有する者について、教員免許更新制との関係がわかりづらいものとなっていたため、学校教員免許法の第4条に規定する免許状を有する者と改正したことにより、かつて教員免許を取得したが、更新を受けておらず、失効している方も支援員の資格となることなど、明確にしたものでございます。

また、同条同項第9号の後に第10号として、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めるものを追加するものでございます。これは放課後児童支援員について全国一律の基準としていたものに対し、人口の少ない自治体や過疎地などでは人材確保が難しい状況であることを踏まえ、一定の経験のある者が支援員となることができるよう改正したものでございます。

附則として、この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するものでございます。

以上でございますが、参考資料7ページ、資料3-2に本条例の新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第40号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第40号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第12 議案第40号羅臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第41号 羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第13 議案第41号羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（太田洋二君） 議案の16ページをお願いいたします。

議案第41号羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例（平成25年条例第4号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

17ページをお願いします。

羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例。

羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を次のように改正する。

改正条文につきましては、以下記載のとおりでございますが、内容につきまして御説明をいたしますので、恐れ入りますが、参考資料の8ページ、資料4-1をお願いいたします。

条例改正の概要でございます。

まず、改正理由であります、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴いまして、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護を提供する者の範囲を従前どおりとするため、所要の規定の整備が行われたことから、関連する町条例の整理をするものでございます。

改正条項でございます。

条例第5条第1号は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護についての条項でございます、訪問介護員等について、これまでは政令で定める者としておりましたが、その政令についての詳細を括弧書きで追加したものでして、「（施行規則第22条の23第1項

に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を追加しております。

第46条第1項は、指定夜間対応型訪問介護についての条項でありまして、第5条と同様に政令で定める者の詳細を追加したものでございます。

第59条の9第6号は、指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針についての条項でございます。文言の整理と、認知症に関する根拠法令番号の変更でございます。「この場合において」としていたものを「特に」に、「法第5条の2」を「法第5条の2第1項」としたものでございます。

第61条第1項は、従業員の員数についての条項でございます。「以下同じ。」を追加し、「職種は、次の各号に掲げるものとし、その職種ごとの員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。」とされていたものを「員数は、次のとおりとする。」と文言整理を行ったものです。

以上4点の改正でございますが、この改正による介護サービス等の影響はございません。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

なお、参考資料の9ページ、10ページに、資料4-2として条例の新旧対照表を記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、議案第41号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第41号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第13 議案第41号羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第42号 羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第14 議案第42号羅臼町介護保険法に基づく指定地域密

着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（太田洋二君） 議案の18ページをお願いいたします。

議案第42号羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成25年条例第5号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

19ページをお願いします。

羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例。

羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部改正する法律において、介護保険法の条項が整理されたことに伴いまして、指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を定めた規定の中で引用する介護保険法の条項名が整理されたことから、関連する町条例を改めるものでございます。

条例の第4条中「法第5条の2」を「法第5条の2第1項」に改めるものでございます。

この条例第4条につきましては、基本方針についての条項でありまして、法第5条の条項名の変更による内容の変更はございません。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

なお、参考資料の11ページに資料5-1、条例改正の概要、また、12ページに資料5-2、条例の新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第42号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第42号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村山修一君) 起立総員です。

したがって、日程第14 議案第42号羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第43号 羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

○議長(村山修一君) 日程第15 議案第43号羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画振興課長。

○企画振興課長(川端達也君) 議案20ページをお願いいたします。

議案第43号羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてであります。

羅臼町過疎地域自立促進市町村計画を別紙のとおり変更するため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

今回の変更につきましては、今後新たに活用を予定しております事業を追加するものでございます。

詳細につきましては、別紙の羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更で御説明申し上げますので、別紙の1ページをお願いいたします。

表の左側が変更前で、右側に変更後を記載しております。変更後の下線箇所が追加する事業であります。

最初に、区分は教育の振興で、事業名(3)集会施設、体育施設等の体育施設に町民温水プール改修事業を追加します。

次に、2ページ目をお願いします。

区分は地域文化の振興等、事業名で(1)地域文化振興施設等に地域文化振興施設、及び事業内容に公民館整備事業を追加するものでございます。

以上、よろしくをお願いします。

○議長(村山修一君) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) これで質疑を終わります。

これから、議案第43号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第43号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第15 議案第43号羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第44号 工事請負契約の締結について

○議長（村山修一君） 日程第16 議案第44号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学務課長補佐。

○学務課長補佐（福田一輝君） 議案の21ページをお願いいたします。

議案第44号工事請負契約の締結について。

次の工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的、旧春松中学校解体工事。

契約の方法、指名競争入札。

契約の金額、1億692万円。

契約の相手方、尾田・鈴木・栄進経常建設共同企業体。代表者、北海道目梨郡羅臼町礼文町15番地、尾田建設株式会社、代表取締役尾田美保子。

参考といたしまして、予定工期につきましては、平成30年6月22日から平成30年12月20日まででございます。

概要につきまして御説明いたしますので、参考資料の13ページ、資料6をお願いいたします。

解体部分につきましては、斜線で記されている部分と、及びバックネットでございます。黒の実線で囲われているところが高さ2メートルの鉄板で覆いまして、校舎の赤矢印で記されている部分が塗装部分にアスベストが含まれている部分でございます。

14ページをお願いいたします。

塗装にアスベストが含まれている部分につきましては、赤い斜線で記されている部分でございます。解体工事のときに飛散しないよう全体を覆う形で工事を行う予定となっております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第44号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第44号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村山修一君) 起立総員です。

したがって、日程第16 議案第44号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 発議第3号 中標津町への北海道立林業大学校設置に関する意見書

○議長(村山修一君) 日程第17 発議第3号中標津町への北海道立林業大学校設置に関する意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

松原臣君。

○7番(松原 臣君) 発議第3号中標津町への北海道立林業大学校設置に関する意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

平成30年6月21日提出、羅臼町議会議長村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員松原臣。

賛成者、羅臼町議会議員、宮腰實、同じく坂本志郎、同じく高島譲二。

中標津町への北海道立林業大学校設置に関する意見書。

北海道は、豊富な森林資源を背景に、造林面積や素材生産量などは全国一の規模を有している一方で、伐採、植林などの林業生産活動を担う林業労働者の高齢化等、森林づくりを担う人材の育成・確保が喫緊の課題となっています。

このような状況の中、林業・木材産業への就業前に、現場の作業及び管理に必要な知識や技能・技術を習得した人材を育成することにより、企業経営を支えとともに、林業生産活動などを通じた地域づくりに貢献し、北海道の林業及び木材産業の健全な発展に資することを目的に、北海道が平成32年度の開校を目指し検討している(仮称)北海道立林業大学校の設置は、極めて重要かつ有効な施策であり、大きな期待を寄せているところです。

中標津町を含む根室・釧路管内には、豊富なカラマツ、トドマツなどの人工林など約56万ヘクタールの森林が広がっており、森林組合を含む林業事業体や、製材工場をはじめとした様々な木材関連事業所が、地域の林業・木材産業を支えています。

また、当管内は、緩傾斜地に広がる北海道遺産の「格子状防風林」をはじめとした防

風林、河川や湿原の周辺の河畔林、海岸沿いの魚つき保安林など、地域の基幹産業である酪農や漁業、住民生活を保全する貴重な森林として整備されており、これらの森林資源の特徴を活かした、多様で健全な森林の施業実習が可能な地域です。

さらには、世界自然遺産「知床」や「阿寒摩周国立公園」、「知床国立公園」、「釧路湿原国立公園」といった3つの国立公園を抱えており、シマフクロウ、オジロワシ、タンチョウ、イトウなどの希少な野生生物が生息・生育する豊かな自然環境と景観の保全等、森林のもつ多面的な役割を学び、実感できる貴重な地域でもあります。

これらのことから、基幹産業である酪農と漁業、森林・林業が共存共栄し、発展してきた根室・釧路管内は北海道の縮図と言っても過言ではなく、この地域で林業を学ぶことにより、全道の各地域において、林業生産活動などを通じた地域づくりに貢献できる人材を育成することができ、地域林業の担い手不足解消につながるものと考えます。

加えて、特に根室管内には大学・専門学校がなく、高等学校卒業後における専門教育機関の設置は地域の悲願でもあります。

つきましては、根室・釧路管内の総意として、（仮称）北海道立林業大学校の中標津町への設置を強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月21日、北海道羅臼町議会議長村山修一。

よろしく申し上げます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、発議第3号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第17 発議第3号中標津町への北海道立林業大学校設置に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において関係機関に送付することに決定しました。

◎日程第18 各委員会閉会中の所管事務調査の件

○議長（村山修一君） 日程第18 各委員会閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りします。

各委員長から、委員会においての調査について、会議規則第71条の規定により、お手

元に配付のとおり閉会中の所管事務調査の通知が議長に提出されておりますので、承認したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から提出された閉会中の所管事務調査の件は、承認することに決定しました。

◎日程第19 議員派遣の件

○議長(村山修一君) 日程第19 議員派遣の件を議題とします。

北海道町村議会議長会主催の町村議会議員研修の内容については、お手元に配付のとおりであります。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

◎閉会宣告

○議長(村山修一君) これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第2回羅臼町議会定例会を閉会します。

長時間ありがとうございました。

午後 3時26分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員